

令和元年度

# 事業報告書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

# 目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	5
第1章 事業活動の概要	5
第2章 業務に関する事項	14
1 協会に関する事項	14
2 金融・資本市場の活性化への対応	15
3 証券決済制度改革への取組み	21
4 各種要望	21
5 調査・研究に関する事項	27
6 証券知識の普及・啓発に関する事項	33
7 株式市場等に関する事項	37
8 公社債市場等に関する事項	38
9 外国証券等に関する事項	39
10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	39
11 投資勧誘等に関する事項	41
12 研修・資格試験に関する事項	43
13 監査・モニタリング等に関する事項	46
14 あっせん・苦情相談に関する事項	51
15 国際交流に関する事項	53
16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	58
17 地区協会に関する事項	58
18 内部統制に関する事項	60
19 内部監査に関する事項	60
20 その他	61
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	62
第2編 財務報告	79

第3編 資料	125
1 全国証券大会所信	125
2 協会員に関する状況	127
3 協会員の従業員の状況	129
4 株主コミュニティの状況	130
5 株式投資型クラウドファンディングの取扱状況	131
6 フェニックス銘柄の状況	131
7 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	132
8 時価発行公募増資の実施状況等	133
9 公社債の状況	134
10 店頭CFDの状況	137
11 外国証券に関する事項	138
12 研修・資格試験の実施状況	139
13 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	142
14 税務相談に関する事項	144
15 定款・諸規則改正等	145
~~~~~	
○ 会員名簿	146
○ 特定業務会員名簿	150
○ 特別会員名簿	151
○ 理事会・常勤役員等名簿	154
○ 会議・委員会委員等名簿	154
○ 地区協会関係名簿	157
○ 事務局機構	159
・ 事務局組織の変更	159
・ 主要会議体の機能と構成及び事務局組織	160
・ 本部、地区協会所在地	161
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	162

(注) 平成31年4月30日以前の事柄についての年の表記については、「平成」を省略して記載しております。

例) 平成31年4月 ⇒ 31年4月



## 御 挨拶

会 長 鈴木茂晴

この度、令和元年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度の株式市場を振り返りますと、年度の前半には、アメリカと中国との間の貿易摩擦問題の影響により、21,000円台で推移し、その後、株価は上昇と下落を繰り返していましたが、米中の貿易交渉が進展するという期待感から昨年9月以降、上昇基調に転じ、12月には米中の第一段階の合意により、株価は一段と上昇し、12月13日には1年2か月ぶりに24,000円台を回復しました。しかしながら、本年2月以降は、世界規模での新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市場は大きな影響を受け、株価は、3月19日には終値で16,552円を付け、年度初めである昨年4月1日の終値(21,509円)と年度末である本年3月31日の終値(18,917円)を比較いたしますと2,592円(12.05%)の大幅な下落となりました。

このような状況下、本協会は、「投資による資産形成の推進」及び「活力ある金融資本市場の実現」を通じて、我が国経済の一層の発展に貢献するとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に資するよう各種取組みを推し進めました。ここではその中から、「人生100年時代に対応した資産形成」、「金融・証券知識の普及啓発」、「金融資本市場の機能・競争力の強化」、「グローバルな情報発信・連携の拡充」、「SDGsへの取組みの実質化」に関する取組みについて所見を申し述べます。

### (人生100年時代に対応した資産形成)

我が国は「人生100年時代」と呼ばれるかつてない高齢社会を迎え、家計における資産形成の重要性はますます高まっています。このため、多くの人が早い段階から投資による中長期的な資産形成を行えるよう、環境の整備を進める必要があります。

特に、「つみたてNISA」のような長期積立・分散投資は、中長期的な資産形成の手段として極めて有効であり、実際に若年層による口座開設割合も大きく、新たに投資を行う層が順調に広がりつつあると考えています。今回の税制改正では、NISA制度の延長が措置されました。多様な働き方と新たなライフスタイルに対応した資産形成手段の提供に貢献するものとして、大いに歓迎しております。本協会をはじめ証券業界では、引き続きNISA制度の普及・促進に向けて関係各所と連携しながら尽力していきたいと考えています。

また、資産形成を推進するための啓発活動として、株式保有のメリットを周知する方策を検討・実施し、幅広い層を対象に株式投資の魅力を訴えてまいります。投資信託等については、iDeCo、NISAの一層の制度普及を通じ、その長期積立・分散投資の効果を広く認識してもらうための活動を行ってまいります。

加えて、投資者が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、金融所得課税の一体化（デリバティブ取引等との損益通算）について、また、リスク資産の世代間移転を円滑にする観点から、相続税評価額等の見直しについて、関係各方面への働きかけを行ってまいります。

#### （金融・証券知識の普及啓発）

我が国においては、グローバル化や少子高齢化の進展に伴い、社会構造や雇用環境等に大きな変化が生じており、社会における不確実性が高まっています。こうした状況において、社会の持続的な発展のため、金融を通じてよりよい社会や新たな価値の創造に寄与しようとする態度を育むこと、また、経済的に自立した生活を営むため、実生活において金融を活用できる能力を身に付けることが必要となっております。

本協会では、初等中等教育における金融経済教育の拡充に資するため、学校・教員への教材・情報提供等、学校向け教育支援事業を推進してまいりました。また、金融・証券に関する記述が拡充した新学習指導要領に基づく授業が、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から実施されることから、これらを指導する先生方を支援するため、新たな副教材の開発や学習指導案の作成等にも取り組んでおります。

一方、家計における投資による資産形成の促進に資するため、投資未経験者・初心者を対象にセミナーを開催し、職場・地域コミュニティへ講師派遣を実施するとともに、ウェブサイトによる情報発信を行うことで、証券知識の普及・啓発活動を推進しております。

今後も学校向け教育支援事業及び資産形成支援制度を含む金融・証券知識の普及を図るための取組みをより一層推進してまいります。

#### （金融資本市場の機能・競争力の強化）

金融資本市場の機能・競争力の強化に向けて、リスクマネー供給の円滑化の観点から、株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた制度整備を行うとともに、制度の認知向上を図るための周知活動を行いました。

また、総合取引所の早期実現によるデリバティブ市場の発展及び投資者の利便性の向上を図るため、本協会の定款諸規則の改正を行い、本年7月を予定している総合取引所への移行に向けた必要な対応を行っております。

マイナンバー制度につきましては、制度の着実な定着のための周知を行うとともに、本年4月から振替機関から口座管理機関へのマイナンバーの提供が可能となることについて、新聞広告やリーフレット等による周知を実施いたしました。引き続き制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた検討を行

うとともに、顧客からのマイナンバー提供の促進に向けた周知活動を行ってまいります。

こうした金融資本市場の機能・競争力の強化に関しましては、他の施策も含め、今後とも必要な施策を着実に実施してまいります。

#### (グローバルな情報発信・連携の拡充)

昨年4月、日中両政府間で合意した「日中証券市場協力」の枠組みの下、日中両国の証券関係当局、業界団体とともに「日中資本市場フォーラム」を上海で初めて開催し、同協力の強化や資本市場の役割、それぞれの業態が抱える諸課題についての議論を行いました。

また、昨年10月には、同フォーラムにおいて署名された日中両協会間の協力枠組み合意に基づき、第1回研修プログラムを深圳で開催いたしました。

この他にも国際関係機関との連携を図りながら適切な情報収集・交換を行い、共通課題への対応を進めるとともに、適宜、国内へのフィードバックを行っております。

今後、海外関係機関との関係強化と情報連携を行うとともに、日本市場に関する海外への情報発信を継続して実行していきたいと考えております。

#### (SDGsへの取組みの実質化)

本協会では、国連及び政府が推進するSDGsの達成に向けた取組みを重要課題として位置付けており、(1) ファンディング、(2) 働き方改革と女性活躍支援、(3) 子供支援の3つのテーマについて重点的に検討を行い、具体的な施策に取り組んでまいりました。

SDGs達成の課題である深刻な資金不足に対して、証券業界の本業である資金過不足の調整機能を発揮することで貢献していくため、SDGsに貢献する金融商品、中でもグリーンボンドをはじめとする「SDGs債」の普及に向け、SDGs債の発行状況の公表やグリーンボンドコンファレンス開催等の取組みを行いました。

また、働き方改革・女性活躍への積極的な支援策として、証券業界の女性のネットワークを構築し、キャリア意識の醸成を図るため、証券会社等で働く女性向けのセミナー（証券 Women's Network）を開催するとともに、多様な人材の活躍に向けた意識の醸成を図るための企画を実施いたしました。

経済的に厳しい状況下にある子供達への支援策といたしましては、内閣府等が主導する「こどものみらい古本募金」に業界全体で参画しており、全国の証券会社の店舗に「古本回収ボックス」を設置するとともに、会員が株主として受け取る株主優待品等を、子供支援に取り組むNPO法人等に提供する「こどもサポート証券ネット」の運営を開始いたしました。これは、証券業界ならではのリソースが提供できる取組みであり、今後、是非とも多くの証券会社に参加いただければと考えております。

そして、昨年4月に設置した「株主優待SDGs基金」について、初年度である令和元年度は、11,963,616円もの資金が集まりました。本基金への寄付に同意いただいた投資家の皆様、協力いただいた証券会社には深く感謝申し上げるとともに、次年度も引き続き本基金への参加を働きかけてまいります。

証券業界としては、今後もSDGsの更なる推進に向け、様々な施策を検討・実施してまいります。

以上が令和元年度の本協会の主要課題に対する取組状況と今後の対応方針でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に波及し、今後の我が国の実体経済への影響も見通せず、冷静に状況を見極める必要があります。

このような状況下、本協会といたしましては、これまで以上に、我が国経済を支える活力ある金融資本市場の実現と投資者がより一層信頼できる投資環境の整備・充実のために、全力を注いでまいります。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、投資による資産形成の促進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展に貢献するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に資するよう、次の8つの重点課題に取り組んだ。各課題の主な取組内容は以下のとおり。

### 1 人生100年時代に対応した資産形成

#### (1) 中長期的な資産形成の促進

##### ① NISA制度（一般・つみたて・ジュニア）の恒久化等の実現

令和2年度税制改正において、つみたてNISA制度について口座開設可能期間の5年間延長及び一般NISA制度について2階建てに見直しを行ったうえで、口座開設可能期間の5年間延長が措置された。

なお、ジュニアNISAについては、現行制度の期限到来に伴い、廃止されることとなった。

##### ② つみたてNISAのテレビCM等を始めとした積極的な広報

つみたてNISAのCMを「フューチャーランナーズ～17の未来～」(SDGsをテーマにしたミニ番組)、NISAのCMをラジオNIKKEI「RaNi Music♪」において放送した。また、NISA制度の理解・促進を図るため、NISA特設サイトの運営を継続するほか、会員用の広報ツールとしてリーフレット・パンフレット等の提供や、NISA相談コールセンターでの一般投資者からのNISA制度に係る照会への対応を行った。

##### ③ 職場を通じた資産形成の促進

つみたてNISAやiDeCo等を利用した資産形成が促進されるよう、証券会社と本協会の協働により、地方公共団体の職員を対象とした「ライフプラン・資産形成セミナー」を開催した。

##### ④ 確定拠出年金制度の充実

令和2年度税制改正要望において、確定拠出年金制度の充実や利便性向上を図るため、拠出限度額の引上げや、マッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和、加入者資格喪失年齢の引上げ等の措置を講じることを要望し、実現に向けた関係各方面への働きかけを行った。

令和2年度税制改正において、確定拠出年金制度の改正を前提として、加入者資格喪失年齢の引上げ等が措置されたとともに、特別法人税の課税停止期間が3年間延長された。

加えて、iDeCoの加入拡大に向け、加入手続きの電子化やマイナンバーの活用等について、実現に向けた関係各方面への働きかけを行った。

## (2) 証券投資の拡大の推進

### ① 株式投資による資産形成を推進する啓発活動

株主優待や配当利回り等にスポットを当てて、株式投資の魅力を伝えるリーフレットを制作し、会員に提供するとともに、ウェブサイトに掲載した。

また、役職員がテレビ、ラジオ番組等に出演するなどし、株式投資の魅力を内容とした情報を発信した。

加えて、証券投資の基本を体系的に解説したウェブサイト「投資の時間」において、「株主優待・配当金の魅力」に関するページを追加した。

### ② 金融所得課税の一体化（デリバティブとの損益通算）に向けた取組み

令和2年度税制改正要望において、投資者が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融・商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引にまで拡大することを掲げ、実現に向けた関係各方面への働きかけを行った。

### ③ リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現

令和2年度税制改正要望において、世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための相続税等の軽減措置等を掲げ、実現に向けた関係各方面への働きかけを行った。

世代間の円滑な資産承継に資するために、米国におけるジョイント・アカウント制度の調査結果を踏まえ、世代間の資産形成に係る情報収集を行った。

## 2 金融・証券知識の普及啓発

### (1) 学校向けの金融・証券教育の推進

#### ① 学習指導要領の改訂に伴う取組み

新学習指導要領の実施を踏まえ、金融・証券に関する学習が十分かつ効果的に行われるよう、金融・証券の内容に関する新たな副教材や授業の流れ等を示した学習指導案の作成、教員免許状更新講習用コンテンツの改訂を行っているほか、令和元年の夏期に開催した教員向けセミナーや教員向けメールマガジンにより新学習指導要領に関する情報提供を行った。

#### ② 学校向け支援事業の推進

主に中学校・高等学校の教員を対象に、金融・証券に関する副教材の提供やセミナー・メールマガジン・ウェブサイト等を通じた情報提供を継続するとともに、小学校・中学校・高等学校及び大学に対する講師派遣を通じて、学校における金融経済教育の拡充に向けた支援事業の推進を図った。

### (2) 社会人向けの金融・証券教育の推進

証券投資に興味・関心を有する投資未経験者・初心者向けの「ゼロからはじめる証券投資セミナー」及び「はじめての資産運用講座」の全国での開催や官公庁・民間企業に対する講師派遣事業等を通じて、NISA・iDeCoを活用した長期・積立・分散投資等の内容を含む金融・証券知識の普及を図った。

ウェブサイトによる情報発信について、長期・積立・分散投資の効果を紹介するコンテンツを追加するとともに、用語集や投資に関するQ&Aを追加・更新する等、内容の充実を図った。また、マイナビウー

マンウェブサイトにおいて、投資初心者カップルが証券口座開設や商品選び等を実体験する「証券投資体験レポート」を掲載した。

### (3) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止広報・啓発活動の実施

令和元年10月を強化月間として、警察、消費者行政、協会等と連携し、全国47都道府県主要都市での街頭注意キャンペーンを実施した。

広く消費者に対して注意喚起を行うため、協会の各店舗、全国都道府県の警察、投資詐欺の被害が多発している地域の公民館・図書館等に対してリーフレット等の注意喚起ツールを提供するとともに、鉄道会社に対して駅構内で掲示するためのポスターを提供する等、投資詐欺の被害防止に向けた広報・啓発活動を実施した。

加えて、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターにおいて、一般消費者からの照会対応、情報公開等を行った。

## 3 証券投資に興味関心を持ってもらうきっかけ作り

### (1) 証券投資に関するイメージ向上に向けた広報

広報企画「100年大学 投資はじめて学部」において、SNS（Twitter）を活用したキャンペーンの実施、ラジオ番組の放送及び駅貼り広告を通じて、全国各地へ偏りなく情報を拡散するよう、活動した。

また、役員による雑誌への出稿により、つみたてNISAや証券業界のSDGsへの取組みに関する情報発信を行った。

### (2) 「証券投資の日」を通じたSDGs、社会貢献に係る活動

① 会員役職員の認知度維持及び会員による自発的な活動を支援するため、以下の施策を実施した。

- ・ 会員の社員手帳やカレンダー等への「10月4日は『証券投資の日』」である旨の記載依頼
- ・ 周知用ポスターの配付
- ・ 会員が行う各種行事への「とうしくん」の着ぐるみの貸出し

② 会員のSDGsに係る活動を広く周知するため、日本証券業協会「SDGsレポート」を作成し、会員等への配付及びウェブサイトへの掲載を行った。

③ 中日新聞、東京新聞、北陸中日新聞において、本協会会長インタビュー記事「人生100年時代資産形成のススメ」を掲載した。

④ 日本経済新聞において、資産形成の重要性をテーマにした、本協会会長と（NPO法人）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会理事長との対談記事を掲載した。

⑤ 「100年大学 投資はじめて学部特別講座」として、お金や証券投資について学び、考えてもらうメディア向けPRイベントを開催した。

#### 4 金融資本市場の機能・競争力の強化

##### (1) 金融イノベーションへの対応

Society5.0の時代における金融イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直しの動向等について、情報収集を行った。

##### (2) 非上場株式の一層の活用

令和元年7月、株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」及び事業承継を含む非上場会社の経営権の移転等に資するための「店頭有価証券に関する規則」の一部を改正した。

また、株式投資型クラウドファンディング及び株主コミュニティ制度の認知度向上を図るため、他の証券関連団体との共催セミナー等で幅広く周知活動を行うとともに、ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行った。

##### (3) 株主総会資料の書面交付請求制度導入に向けた取組み

株主総会資料の書面交付請求の取次ぎに係る証券会社の実務対応について、関係者との間で整理を行った。

株主総会資料の書面交付請求の取次ぎを行う証券会社における手数料について、応益負担の観点から、発行体側で負担してもらうよう、関係各方面への働きかけを行った。

##### (4) 社債市場の拡充・多様化に向けた環境整備

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において、社債の取引情報の報告・発表制度についての定期検証を行い、発表対象銘柄の拡大について議論を行った。

##### (5) 総合取引所の創設に伴う対応

令和2年3月、総合取引所への移行に対応するため定款及び自主規制規則の一部を改正した。

##### (6) 東京国際金融機構（FCT）によるプロモーションへの協力

FCTとMOUを締結しているフランスの金融プロモーション組織Paris Europlaceの内部部局とサステナブルファイナンスの分野で協力・連携を行った。

##### (7) 外為法の改正に伴う対応

令和元年11月、外為法の改正を踏まえ、会員から意見等を募集し、関係省庁に提出した。

令和元年12月、市場関係者の懸念を踏まえた意見書を、また、令和2年3月、同法の政省令・告示案に係る意見書を、財務省 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会に提出した。

また、令和元年12月、会員を対象に、関係省庁の担当官を招いて当該改正に関する説明会を開催した。

##### (8) マイナンバー制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた取組み

会員に対して令和元年6月末及び12月時点のマイナンバー取得状況調査を実施し、集計結果を会員へ通知した。

顧客のマイナンバーの告知義務について更なる周知を進めるため、令和元年10月及び令和2年3月に新聞広告を掲載した。

令和元年度税制改正により措置された、振替機関から口座管理機関（証券会社）へのマイナンバーの提供等に関する実務対応について検討するとともに、会員の実務対応に資するよう、株証券保管振替機構とともに説明会を全国で開催した。

また、振替機関から口座管理機関（証券会社）へのマイナンバーの提供について、更なる周知を進めるため、令和2年2月、顧客向けマイナンバーの提供義務に関するリーフレットにその旨を併記する改訂を行うとともに、3月、前掲の新聞広告に併記した。

## 5 SDGsへの取組みの実質化

### (1) SDGsに貢献する金融商品（SDGs債）の普及

令和元年7月、SDGs推進に向けた資本市場の役割やサステナブルファイナンスの動向等についての理解向上を目的に、「SDGsと資本市場に関するシンポジウム」（（公財）日本証券経済研究所との共催）を開催した。

また、令和元年11月、SDGsに貢献する金融商品の一つである「SDGs債」の市場規模の推移を把握するため、「SDGs債」の発行状況を取りまとめ、定期的な公表を開始した。

### (2) 働きがいのある職場環境の整備や女性活躍の推進

令和元年6月、働き方改革及び女性活躍に関する各種施策の効果や会員各社の実態を継続的に把握するため、第2回「働き方改革及び女性活躍支援に関するアンケート」を実施し、10月に当該アンケート結果を公表した。

また、証券会社等で働く女性向けのセミナー（証券 Women's Network）を開催した。

更に、多様な人材の活躍に向けた意識の醸成を図るため、「証券 Women's Network」と「管理職向けセミナー」とのコラボレーション企画を開催した。

### (3) 経済的に厳しい状況にある子供等への支援

令和元年11月、「こどものみらい古本募金」について今後も取組みを継続することとし、会員に協力依頼を行った。

令和元年10月、会員と子供の貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等を結ぶ「こどもサポート証券ネット」の目的や活用方法の認知・理解の向上及びボランティアや支援に関する留意点の理解醸成を目的に、説明会を開催した。12月、NPO法人等43団体、会員29社の参加を得て、「こどもサポート証券ネット」の運営を開始し、令和2年1月、会員とNPO法人等による物品の授受のための情報提供を開始した。

### (4) SDGsの認知度及び理解度の向上に関する取組み

SDGsの認知度・理解度向上に向け、SDGsをテーマとしたミニ番組（「フューチャーランナーズ～17の未来～」）の提供を行った。また、会員の店舗等で放映可能な本番組の紹介動画の制作・提供を行った。

### (5) 海外機関との連携・協力の拡充（「アジア証券人フォーラム」等）

令和元年7月、ニューヨークで開催された国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）に参加し、各国・企業のSDGs推進に関する動向について情報収集するとともに、国連機関（UNDP、UNICEF）に対し本協

会のSDGsに関する取組みを紹介し、関係者と意見交換を行った。

令和元年10月、国際資本市場協会（ICMA）との共催により日本及びアジアの市場関係者を対象としたグリーンボンドコンファレンスを東京で開催した。

令和元年11月、パリで開催された2019 OECDグリーン・グロース・サステナブル・ディベロップメント・フォーラム及びフランスの金融プロモーション組織Paris Europlaceの内部部局であるFinance for Tomorrowの年次会議Climate Finance Day 2019に参加した。あわせて、Finance for Tomorrowとの間で、本協会のSDGsに関連する取組みや今後の両機関の連携の可能性等について意見交換を行った。

#### (6) 株主優待を活用したSDGs推進に向けた取組み

31年4月、会員が実施する株主優待等を活用して、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援し、SDGsの達成に資することを目的に、株主優待SDGs基金を設置した。本年度、会員等8社より、11,963,616円の拠出を受け、「WFP国連世界食糧計画」へ全額を寄付した。

## 6 仲介者の機能・信頼性の向上

### (1) 顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み

「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択して取組方針を公表した会員の情報の一覧を四半期ごとに更新した。

令和元年8月より、上記情報一覧に自主的KPI・共通KPIを公表している会員の情報を追加したほか、金融庁担当官を招いて講演会を実施した。

また、本件について、令和元年11月開催の行動規範委員会において取組み等に関する報告を行った。

### (2) 高齢社会に対応した金融サービスの提供に向けた対応

① 「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」については、協会員が自らの業容や規模等に即して柔軟な運用を行いたいと考えた場合に、同ガイドラインが一定の制約となっているおそれもあると考えられることから、「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」で検討を行った。

② 「地域に根差した証券業の未来を考える懇談会」において、高齢化社会の進展に伴う会員証券会社の課題に対応するための施策について検討を行った結果、多様な顧客ニーズに応える営業員等の知識・スキル向上のための本協会による研修の導入について、本協会会長に対して提言を行った。

③ 証券戦略部門の研修について、既存の研修に加え、上記提言を踏まえた新たな研修に係る基本方針を取りまとめた「2020年度における証券戦略部門における研修計画」を策定した。

④ 「個人投資家応援証券評議会」において、家族信託等、高齢社会に適応したサービスについて意見交換を行った。

### (3) 「地域に根差した証券業の未来を考える懇談会」における検討

① 高齢顧客に対する相続・事業承継への対応や地域金融機関との連携について外部講師等を交えて意見交換を行った。

② 高齢化社会の進展に伴う会員証券会社の課題に対応するための施策について、上記(2)②記載の

提言を行った。

#### (4) 適切な自主規制機能の確保

##### ① 金融サービスを取り巻く環境の変化への適切な対応

イ. 顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、その内容・方法をより合理的・効率的で分かりやすいものにする観点から、契約締結前交付書面等の交付方法について、ウェブサイトを活用した情報提供を可能とする新制度の導入が決定された。

ロ. 「本協会の投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」では、協会員が、ウェブサイトを活用して情報提供する新制度に適切に対応できるよう、新制度を採用する場合の論点整理を行い、新制度の導入に必要なウェブサイト画面の作成や制度運用の留意事項について検討を行った。

##### ② 機動的・効果的な協会監査

令和元年度に会員・特定業務会員65社及び特別会員35機関の監査を実施した。

また、分別管理の状況等について確認すべき事項が認められた会員・特定業務会員10社及び特別会員1機関に対し、訪問のうえ、ヒアリング及び実地確認を実施した。

##### ③ インサイダー取引の未然防止に向けたより一層の対応

新規上場会社については、主幹事証券会社を通じてJ-IRISSへの登録を依頼することにより、100%に近い登録率を維持した。また、登録促進に向けた諸施策について検討・実施するため、市場関係機関等の関係者と継続的に協議を進めた。

#### (5) マネー・ロンダリング等対策への取組み

① マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関して、法令・ガイドライン等の内容を踏まえ、協会員における実務上の取扱いや留意事項等を取りまとめた。

② マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の重要性及び本人確認について、顧客の理解を得ることを目的に、店頭掲示用ポスター・顧客配付用リーフレットを作成し、協会員に頒布した。

#### (6) 金融サービス利用に伴うトラブルに関する状況把握及び分析

半期に一度、FINMACに寄せられた苦情相談について深度ある分析を行い、協会員に対して情報提供を行うとともに、必要と認められる個社に対しては、苦情相談の状況を説明した。

#### (7) プリンシプルベースの視点での自主規制の再点検

「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」において、以下のテーマについて自主規制規則等の見直し又は廃止の方向性を検討した。

- ・ 投資信託の乗換え勧誘時の説明義務等について
- ・ 広告規制について
- ・ 高齢顧客に係る勧誘ルールについて
- ・ 「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」について

#### (8) 金融サービス仲介法制の改正に伴う対応

金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」における金融サー

ビス仲介法制についての審議に向けて会員の意見を集約するため、政策懇談会（仲介）を令和元年10月に設置した。同懇談会座長が同ワーキング・グループに参加し、同懇談会での会員の意見を述べた。

## 7 グローバルな情報発信・連携の拡充

### (1) 日中証券市場協力への取組み

31年4月、日中両政府間で合意した「日中証券市場協力」の枠組みの下で、中国証券監督管理委員会 (CSRC)、中国証券業協会 (SAC)、上海証券取引所、深圳証券取引所、中国証券投資基金業協会 (AMAC)、金融庁、(株)日本取引所グループ及び(一社)投資信託協会とともに、「日中資本市場フォーラム」を上海で開催した。また、令和元年10月、中国 深圳において中国証券業協会が開催する研修に、本協会の協会員を講師として派遣する形で、「中国証券業協会と日本証券業協会間の協力枠組合意」に基づく、第1回となる研修プログラムを開催した。

### (2) 新興市場支援を含む国際連携・協力の推進

- ① 令和元年5月、オーストラリア シドニーで開催された第44回証券監督者国際機構 (IOSCO) 年次総会に参加した。
- ② 令和元年9月、新興国における資本市場育成、国際的連携の強化に資するべく、アジア証券人フォーラム (ASF) 東京ラウンドテーブルを開催したほか、11月、トルコ イスタンブールで開催されたASF総会に参加した。
- ③ 令和元年9月、IOSCOの世界投資者週間 (WIW) オープニングセレモニーを東京で開催した。
- ④ 令和2年1月、ボンベイ証券取引所参加者協会 (BBF)、駐日インド大使館及び本協会との共催で、「インド資本市場セミナー」を東京で開催した。

### (3) 国際的な法規制等への対応

- ① 31年4月、スペイン マドリッド、令和元年11月、ドイツ ハンブルクで開催されたIOSCO第8委員会にオブザーバーとして参加し、リテール投資者保護・投資者教育に関する議論に参加した。
- ② 令和元年11月、米国証券取引委員会 (SEC) が公表した最善の利益規則 (Regulation Best Interest) 及び米国におけるフィデューシャリー・デューティーに関する議論について、会員、証券関係者に広く情報提供するべく、「月刊資本市場 11月号」に、その内容を紹介する寄稿文を掲載した。
- ③ 令和元年12月、スペイン マドリッドで開催されたIOSCO協力会員諮問委員会 (AMCC) 中間会合及び研修セミナーに参加した。
- ④ 国際会計基準 (IFRS) に関する動向等について、企業会計審議会、企業会計基準委員会等を通じて、情報収集等を行った。
- ⑤ 令和2年2月、IOSCOが公表した「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」の市中協議に意見書を提出した。

### (4) 英語による情報提供の拡大

令和元年7月、「当面の主要課題」の英語による説明会を開催した。

また、英語版の外務員必携や自主規制規則を作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、同ウェブサイトにおいて本協会の活動・取組みについて英語による情報発信を行った。

## 8 事務局運営態勢の整備

### (1) 本協会の業務継続体制（BCP）及びサイバーセキュリティ対策の維持・向上

標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員や事務局内CSIRTにおける各種対応を検証した。

また、金融庁主催の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）に証券CEPTOAR事務局として参加し、事務局内対応態勢について検証した。

### (2) 戦略的な人材の育成

海外大学院及び海外語学学校への職員の留学並びに会員会社、行政及び証券関係機関等との人材交流を通じて、国際業務・国際交流事業、証券実務を担う職員の育成を実施した。

また、女性の積極的な採用に取り組み、令和2年3月卒新卒採用10名のうち5名の女性職員を採用した。

### (3) 職員のワークライフバランスの向上

引き続き、更なる残業削減・有給休暇取得に取り組んだほか、「ベビーシッター費用補助制度」の開始、男性職員の育児休暇取得促進を実施した。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員9社が加入し、5社の会員権が消滅（内訳：合併1社、脱退4社）した結果、会員数は、本年度末で268社（前年度比4社増）となっている。なお、会員のうち、外国法人は10社（前年度比増減なし）となっている。

会員の従業員数は、令和元年12月末で約8万9千人（30年12月末約9万1千人）と前年度から約2千人の減少となった。

会員の店舗数は、本年度末で2,103店（前年度末2,133店）と2年続けての減少となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員1社が加入し、1社の特定業務会員権が消滅（内訳：脱退1社）した結果、特定業務会員数は、本年度末で8社（前年度比増減なし）となっている。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、特別会員1機関が加入し、3機関の特別会員権が消滅（内訳：合併2機関、脱退1機関）した結果、特別会員数は、本年度末で203機関（前年度比2機関減）となっている。

#### 業態別特別会員数（令和2.3.31現在）

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	12
政 府 系 ・ 系 統 金 融 機 関	3
地 方 銀 行	64
第 二 地 銀 協 地 銀	38
信 用 金 庫	37
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	9
損 害 保 険 会 社	4
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	14
証 券 金 融 会 社	1
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	9
合 計	203

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、本協会への加入を希望する者について、行政当局等と緊密な連携を取りつつ、業務、財務内容等の確認を行った。更に、「加入審査等に関する専門調査会」においてその内容を検討し、本協会への加入にあたって問題がないことを確認したうえで、総務委員会及び理事会において当該者の加入について審議を行った。

また、既存の会員については、財務内容のモニタリングを実施するとともに、経営体制や事業内容等の状況に変更があった会員については特に注視し、同専門調査会において当該会員の情報共有を行いつつ、必要に応じて行政当局等とも連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

更に、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本協会の役員が各地区を訪問し、中間報告を行ったほか、各地区の会員のニーズに合わせ、本協会の自主規制業務や最近の取組み等について、本部担当部署の役職員が各地区を訪問（2地区 計4回）し、各地区の会員代表者又は実務担当者と意見交換を行った。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として「特別会員懇談会」を設置している（20年8月設置。本年度中、2回開催）。

本年度は、間接費配賦等に関する意見書（案）、令和2年度収支予算原案について審議・報告を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 政府審議会等への対応

#### ① 金融審議会「市場ワーキング・グループ」への対応

金融審議会「市場ワーキング・グループ」にオブザーバーとして出席し、「顧客本位の業務運営のあり方」について意見を述べた。

#### ② 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」への対応

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」にオブザーバーとして出席し、「金融サービス仲介法制」について、いわゆる「所属制」等の規制の在り方や、法的規制及び自主規制の面から、必要とされる利用者保護の水準の確保等について意見を述べた。

- ③ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」への対応
- 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」に委員として出席し、「金融サービス仲介法制」について、「政策懇談会」（仲介）における検討を踏まえ、新たな仲介業者に関する法的規制及び自主規制が、既存の証券会社や金融商品仲介業者と比べて投資者保護の観点で劣後することのないよう制度を設計してほしい旨、意見を述べた。
- 本協会からの意見も踏まえ、令和元年12月、金融庁より「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告が公表された。

## (2) SDGsの推進に向けた取組み

- ① 証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会
- 本年度中、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」（29年9月設置）を2回開催した。
- 本懇談会では、「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げられている社会的な課題に証券業界として積極的に取り組んでいくため、本懇談会の下部機関である「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」における取組み結果の報告を受け、意見交換を行ったほか、SDGsの普及・推進に向けて、国連Tokyo 2020 SDG Zoneへの協力や大学との連携等について検討を行った。
- ② SDGsに貢献する金融商品の普及・促進に向けた取組み
- 本年度中、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」（29年9月設置）を1回開催した。
- 本分科会では、証券業を通じた社会的課題解決に向けて、ゲストスピーカーによる講演を踏まえた意見交換等を行った。
- 令和元年7月、SDGs推進に向けた資本市場の役割やサステナブルファイナンスの動向等についての理解向上を目的に、「SDGsと資本市場に関するシンポジウム」を開催した。
- また、令和元年11月、SDGsに貢献する金融商品の一つである「SDGs債」の市場規模の推移を把握するため、「SDGs債」の発行状況の公表を開始した。
- ③ 証券業界における働きがいのある職場環境の整備や女性活躍に向けた取組み
- 本年度中、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」（29年9月設置）を1回開催した。
- 本分科会では、証券業界における働き方改革や女性活躍に向けた具体的方策について検討を行った。
- 令和元年6月、会員各社における働き方改革や女性活躍の現状及び課題を把握することを目的として、会員を対象としたアンケート調査を行うとともに、その結果を取りまとめ、公表した。
- 令和元年7月、証券業界における女性のネットワークの構築及び女性職員のキャリア意識の醸成を図ることを目的とした女性職員向けセミナー「証券 Women's Network」を実施した（東京において実施、会員29社より計83名が参加）。
- また、令和元年12月及び令和2年1月、様々なバックグラウンドを持つ証券会社役職員同士における認識や考え方等を共有することにより、多様な人材の活躍に向けた意識の醸成を図ることを目

的とした「証券 Women's Network」及び「管理職向けセミナー」のコラボレーション企画としてセミナーを実施した（東京、名古屋、大阪において実施、会員49社より計116名が参加）。

④ 経済的に厳しい状況にある子供等への支援に向けた取組み

31年4月、会員と子供の貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等を結ぶ「こどもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営に向けて検討を行う「会員とNPO法人等とのプラットフォーム運営委員会」を設置した（本年度中、3回開催）。

令和2年1月、会員とNPO法人等による物品の提供のための情報提供を開始した（29社の証券会社及び43のNPO法人等が参加）。

⑤ SDGsの認知度向上に向けた取組み

31年4月から令和2年3月にかけて、SDGsに関する取組みが一般に周知されるよう、ミニ番組（「フューチャーランナーズ～17の未来～」）の提供を行った。

⑥ 国際イベントを通じたSDGs推進に向けた取組み

ICMAグリーンボンド・ソーシャルボンド原則年次総会・カンファレンス、国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）、OECD Centre on Green Finance and Investment 2019 Forum、アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会等の国際会議への参加やグリーンボンドカンファレンスの開催を通じ、本協会のSDGsに関する取組みについての情報発信や海外資本市場関係者等との意見交換等を行った（詳細は、本章15「国際交流に関する事項」参照）。

⑦ 「SDGsレポート」の発行

これまで証券業界として行ってきたSDGsへの取組みについて、広く社会的責任を果たしていることへの理解促進のため、これらの取組みをまとめた日本証券業協会「SDGsレポート」を作成し、会員をはじめ国会議員、行政、教育関係機関等に広く配布するとともに、ウェブサイトに掲載した。

⑧ 株主優待を活用したSDGs推進に向けた取組み

31年4月、会員が実施する株主優待等を活用し、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援してSDGsの達成に資することを目的に、株主優待SDGs基金を設置した。本年度中、会員8社より計11,963,616円の拠出を受け、全額を「WFP国連世界食糧計画」へ寄付した。

(3) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

① 「NISA（少額投資非課税制度）概論」の出版

NISA制度恒久化の必要性を広く訴えるとともに、制度の更なる普及推進を図るため、NISA創設の経緯、制度の変遷、利用実績等を体系的に取りまとめた「NISA（少額投資非課税制度）概論」を出版した（計3,000部）。

② NISA広報活動の実施

SDGsに関するミニ番組「フューチャーランナーズ～17の未来～」（31年4月～令和2年3月）において、つみたてNISAのCMを放映した。加えて、Twitter、Facebookにて、つみたてNISAのCM動画

広告を実施した（31年4月～令和元年6月）。

更に、イメージキャラクターとしてタレントの福原遥さんを起用した広報企画「100年大学投資はじめて学部」を開学した。具体的には、Twitterでの「若者が投資を始めたいくなるアイデア」の募集や、TBSラジオでの証券投資に関する講義を実施したほか、証券投資の日（10月4日）にメディア向けイベント「100年大学投資はじめて学部特別講座」の開催や、NISAの日（2月13日）に駅貼り広告を行う等、つみたてNISAのメインターゲットである若年層、投資未経験・無関心層（特に将来の担い手となる若年層（20～40歳代））を含む幅広い層に向けた広報活動を実施した。NISA制度全般の広報活動としては、前年度に引き続き、NISA特設サイトを運営するとともに、リーフレット、パンフレットの掲載やドアステッカーの配布等を行った。

また、投資家に対して証券会社へのマイナンバー告知を促すため、新聞広告を実施した。

③ 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き設置した（本年度中、相談件数計1,107件）。

④ 職場積立NISAに関するガイドライン等の改訂

令和2年3月、職場積立NISAとの親和性の高いつみたてNISAが普及してきたこと等に伴い、「職場積立NISAに関するガイドライン」等の一部を改訂した（改訂後の名称は「職場つみたてNISAに関するガイドライン」）。

⑤ 地方公共団体の職員向け「ライフプラン・資産形成セミナー」の開催

つみたてNISA及びiDeCoの普及のため、証券会社と協働で地方公共団体の職員を対象とした「ライフプラン・資産形成セミナー」を開催した（本年度中、15の地方公共団体で計19回開催）。

(4) 「証券投資の日」の認知度維持・会員の取組み支援に関する取組み

会員役職員における「証券投資の日」の認知度維持及び会員による「証券投資の日」を利用した自発的な活動への支援を目的として、以下の活動を行った。

- ① 令和元年6月、会員に対して、自社の社員手帳、カレンダー及びリーフレットや封筒等の自社で製作する頒布物等に10月4日は「証券投資の日」である旨を記載してもらうことを依頼した。
- ② 令和元年6月、会員に対して、自社が実施する各種事業において、「とうしくん」の着ぐるみ及びイラストを利用してもらうことを依頼した。
- ③ 令和元年9月、会員役職員向けの周知用及び街頭や店頭への掲示用として「証券投資の日」ポスターを制作し、会員73社に対して配布した（計2,569枚）。

(5) 証券投資の意義や必要性に興味・関心を持ってもらうための会員の活動支援

- ① 令和元年6月、株式投資による資産形成を促進するため、株主優待や配当利回り等にスポットを当てて、株式投資の魅力を伝えるリーフレットを制作し、会員に提供するとともに、ウェブサイトに掲載した。

- ② 令和元年9月から10月にかけて、会員が自発的に行う証券投資に関するセミナー（2会場で開催され、計1,192名が参加）に対して支援を行った。

#### (6) 非上場株式市場の利用拡大に向けた取組み

令和元年7月、株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」及び事業承継を含む非上場会社の経営権の移転等に資するための「店頭有価証券に関する規則」の一部を改正し、8月より施行した。

これに伴い、本改正及び非上場株式の取引制度全般について周知を行うため、令和元年9月～10月に全国9か所で協会員向けに「非上場株式の取引等に関する制度説明会」を開催した。

また、株式投資型クラウドファンディング及び株主コミュニティ制度の認知度向上を図るため、他の証券関連団体との共催セミナー「多様化する直接金融での企業の資金調達」等で幅広く周知活動を行うとともに、ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行った。

#### (7) 金融・資本市場統計の整備

令和元年12月、投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、第13回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。

本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、総務省より「統計改革の取組とビッグデータの統計的利活用について」、株マネーフォワードより「フィンテック・プレーヤーから見た金融・資本市場統計の可能性」と題するプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

#### (8) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力の排除に向けた取組み

##### ① 会員からの相談への対応及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務について、相談対応・支援等を行った（本年度中、6社10回の相談を受付け）。

会員の反社会的勢力の排除に関する取組みを支援するため、会員が主催する社内研修等に対して、同センター職員を講師として派遣した（本年度中、3回派遣）。

##### ② 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」における検討

「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において、「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、検討を行った（本年度中、2回開催）。

##### ③ 反社情報照会システムのより効果的な活用に向けた取組み

25年1月、警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行うとともに、25年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、全国各地で計15回実施、計479名が出席）、証券保安対策支援セン

ター職員による実地確認の実施（本年度中、計43社に対して実施）等を行った。

④ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会で構成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会や情報交換会等を積極的に実施した（本年度中、計59回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、奈良県及び三重県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰を受賞した。

⑤ 弁護士会等との意見交換

定期的に弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を実施する等、弁護士会等と積極的に意見交換を行った。

(9) 全国証券大会の開催

令和元年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の3団体共催で、9月26日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催された。

本大会では、本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①投資による資産形成の推進、②活力ある金融資本市場の実現、③SDGsの実質化とグローバルな取組みの推進の3点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の宮下内閣府副大臣、黒田日本銀行総裁及び山西日本経済団体連合会副会長からそれぞれ挨拶が行われた。

(10) 東京国際金融センターの推進等に係る取組み

金融プロモーション組織である「東京国際金融機構（FinCityTokyo）」の正会員として、理事会（本年度中、6回開催）に出席し、「国際金融都市・東京」構想の実現に係る検討に参加した。

(11) 総合取引所への移行に伴う対応

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、26年3月に証券・金融・商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行されたことに伴い、令和2年7月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

これを踏まえ、本協会では、令和2年2月、「有価証券の売買その他の取引等」の定義に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加えるとともに、「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」のみを行う者を「特定業務会員」とすること等を内容とする定款等の一部を改正し、3月より施行した。

また、当該定款改正に伴い、協会の行う商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務の適切性

の確保及び「総合取引所」への円滑な移行に資するため、自主規制規則等についても改正等を行い、3月より施行した。

### 3 証券決済制度改革への取組み

我が国金融・資本市場の競争力強化には、証券決済システムの一層の利便性の向上やリスク管理の強化等が必要となっている。

本協会では、このような課題に対応するために、以下の活動を実施した。

#### ○ 株式等の決済期間の短縮化に関する検討

令和元年7月、株式等の決済期間T+2化（以下「株式等のT+2化」という。）を実施し、関係者の協力等のもと、T+2とT+3の決済日が重なるダブル決済日を含め、株式等のT+2化後のフェイル率に大幅な増加はなく、円滑に移行することができている。

また、株式等のT+2化に伴う課題への対応として、令和元年5月、権利確定日にフェイルが発生した場合の実質的な株主権の救済策について「株式等におけるフェイルに関する留意事項」を改訂したほか、令和2年3月、権利確定日フェイル処理に係る税制上の取扱いについて「株式等のフェイルに関する留意事項」の別添資料「個人投資家への説明例」に税制上の取扱いを追記した。

### 4 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

#### (1) 令和2年度税制改正に関する要望

令和元年9月、令和2年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

##### ① 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

イ. NISA制度（一般・つみたて・ジュニアNISA）の恒久化・根拠法の制定等

(イ) NISA制度を恒久化又は延長すること

(ロ) NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること

(ハ) 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

ロ. NISAの拡充・利便性向上等

(イ) ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること

(ロ) 企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること

- (ハ) NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

#### ハ. 確定拠出年金制度の拡充等

- (イ) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- (ロ) 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
  - ・ 拠出限度額の引上げ（特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
  - ・ マッチング拠出の弾力化
  - ・ 中途引出要件の緩和
  - ・ 加入者資格喪失年齢の引上げ
  - ・ 老齢給付金の支給要件の緩和等

#### ② 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

##### イ. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- (イ) 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間まで評価の対象に含めること
- (ロ) 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- (ハ) 世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
- (ニ) 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
  - ・ 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
  - ・ 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- (ホ) 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること
- (ヘ) 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること

##### ロ. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当

該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

### ③ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

#### イ. 金融所得課税一体化の促進等

(イ) デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

(ロ) 金融所得に対する課税の在り方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

(ハ) 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

#### ロ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

○ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

#### ハ. 配当の二重課税の排除

○ 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

#### ニ. エンジェル税制の拡充

○ エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

#### ホ. 投資信託・投資法人制度等の拡充

(イ) 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

(ロ) 上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること

(ハ) 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること

(ニ) 土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

### ④ 地方創生のための税制措置

○ 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

⑤ SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税から特別な控除を可能とする制度を創設すること）

⑥ 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

イ. 特定口座の利便性向上

- (イ) 振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等について一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- (ロ) 事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること
- (ハ) 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

ロ. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- (イ) CRS（注）に係る国内法について、経済協力開発機構（OECD）が提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと

（注）CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準

- (ロ) 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること
- (ハ) 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

ハ. デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

- (イ) 内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること
- (ロ) 税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続きの効率化を図ること

⑦ その他の税制措置

- イ. 消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること

- ロ. 上場株式等の配当所得や譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書の指定を可能とすること

(2) 税制改正要望に関する各界との懇談

- ① 金融庁 令和2年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

令和元年7月、金融庁の令和2年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券業界の令和2年度税制改正に関する要望を行った。

② 自由民主党各会合における意見陳述

イ. 令和元年9月、「財務金融部会」に出席し、NISAの実施状況や年金との役割分担等について、説明を行った。

ロ. 令和元年10月、「証券市場育成等議員連盟懇談会」に出席し、証券業界の令和2年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ハ. 令和元年10月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券業界の令和2年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ニ. 令和元年10月、「金融調査会」に出席し、証券業界の令和2年度税制改正に関する要望（金融所得課税の一体化）について、説明を行った。

③ 公明党会合における意見陳述

イ. 令和元年10月、「財政・金融部会」に出席し、NISAの実施状況や年金との役割分担等について、説明を行った。

ロ. 令和元年10月、「財政・金融部会」に出席し、証券業界の令和2年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

④ 共同会派（立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議、社会民主党で構成する会派）会合における意見陳述

令和元年11月、「共同会派 財務金融合同部会」に出席し、証券業界の令和2年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

(3) 「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（案）」等に対する意見提出

「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（案）」に対し、我が国の株式市場において大きな地位を占める外国投資家の投資姿勢に与える影響、内外の証券会社等の取引実務への影響について会員の懸念が寄せられたことに対応し、令和元年11月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、財務省へ提出した。

また、財務省において、本件に関する市場関係者の懸念を払拭するための案が示されたことに対応し、令和元年12月及び令和2年3月、同省 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会へ意見書を提出した。

(4) 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」に対する意見提出

個人情報保護委員会において、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、令和元年5月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同委員会へ提出した。また、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、令和2年1月、協会員

から寄せられた意見の取りまとめを行い、同委員会へ提出した。

(5) 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見提出

金融庁において、契約締結前交付書面を過去に交付したことがある顧客に対して、金融商品取引業者等がウェブサイトを活用して契約締結前交付書面の情報を提供することを可能とすること等を内容とする「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、令和2年2月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(6) 令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対する意見提出

金融庁において、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を内容とする令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、令和2年2月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(7) 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見提出

金融庁において、ダークプール取引の透明化等に向けた対応策として、金融商品取引業者等に対し、ダークプールへの回送条件や運営情報について適切な説明を顧客に行うことを求めること等を内容とする「金融商品取引業等に関する内閣府令（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、令和2年3月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(8) IOSCOの市中協議文書への意見提出

令和2年2月、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」の市中協議について、意見書を提出した。

(9) 企業会計基準委員会への意見提出

企業会計基準委員会において、「企業会計基準公開草案第63号『時価の算定に関する会計基準（案）』」等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、31年4月、同委員会へ意見書を提出した。

(10) 規制改革に関する要望

令和2年3月、内閣府「規制改革ホットライン」に対して、公開買付届出書・公告の記載項目の簡素化に係る規制改革要望を提出した。

## (1) 消費者契約法の改正に係る意見提出

令和元年9月、消費者庁より、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書」が公表されるとともに本報告書に対する意見募集が行われた。本報告書で示されたいわゆる「つけ込み型」勧誘に関する考え方等に対して同庁へ意見書を提出した。

## 5 調査・研究に関する事項

### (1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知の周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

#### ① NISA及びジュニアNISA関係

- ・ 「NISAにおける出国時の取扱い及び勘定変更手続に係る実務上の取扱い」及び各種参考様式の改訂について
- ・ 「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」について
- ・ （国税庁からの周知依頼）NISAに係るe-Taxの利用者識別番号について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」、「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」及び「つみたてNISAに関するQ&A」の改訂について
- ・ 「非課税口座に関するQ&A ～NISA及びつみたてNISAについて～」及び「ジュニアNISA口座に関するQ&A ～ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）について～」の改訂について
- ・ 「NISAに係る実務上の取扱い（第6版）」及び「ジュニアNISAに係る実務上の取扱い（第12版）」並びに各種参考様式の改訂について

#### ② 公社債関係

- ・ 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の非課税の特例に関する非課税適用申告書等の参考様式の改訂について
- ・ 「外国金融機関等との振替債等に係る特定債券現先取引等及び特定外国法人との振替国債等に係る特定債券現先取引に係る特定利子の非課税制度の概要及び実務上の取扱い」の改定について
- ・ 債券現先取引等の取引期間中に支払われる取引対象債券の利子に係る源泉徴収の取扱いについて
- ・ 債券現先取引等の取引期間中に支払われる振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の利子の非課税の適用を受けるための手続きについて

#### ③ 番号法関係

- ・ 振替機関から個人番号の提供を受けた場合における個人番号の告知等に係る帳簿方式の適用関係について

- ・ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴う個人番号等の告知等の取扱いの改訂について
- ④ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度関係
  - ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「共通基準報告ユーザーガイド」の更新について
  - ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における報告用XMLファイルの入力について
  - ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（FAQ）」等の改訂等について
- ⑤ 教育資金の一括贈与等に係る贈与税非課税措置関係
  - ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度のQ&A及び様式の改訂について
  - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度のQ&A及び様式の改訂について
  - ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度の金融機関における「領収書等に関する注意事項」の改訂について
  - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度の様式の改訂について
  - ・ 教育資金非課税申告書等の様式の改訂について
  - ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度の金融機関向けQ&Aの改訂について
  - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度の金融機関向けQ&Aの改訂について
- ⑥ その他
  - ・ 消費税率の引上げの移行期に係る取扱いについて
  - ・ e-Taxの利用可能時間及びe-Taxホームページ「CRS報告コーナー」の更新について
  - ・ 元号の記載が含まれる税務上の各種届出書等の参考様式に係る改元以後の取扱い等について
  - ・ 事後交付型株式報酬制度により取得した一定の上場株式等の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて
  - ・ 株主の権利確定日において証券決済未了（フェイル）が発生した場合の税務上の取扱いについて
  - ・ 相続人不在の場合に相続財産管理人が開設する口座等に関する告知等及び法定調書の記載に係る取扱いについて
  - ・ （経済産業省からの周知依頼）外部協力者（特定従事者）の税制適格ストックオプションの行使により交付される株式の管理方法及び異動調書の記載方法について
  - ・ リストリクテッド・ストック（特定譲渡制限付株式等）に係る譲渡制限解除時の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて【改訂2版】
  - ・ PTS信用取引に係る合意書の印紙税の取扱いについて
  - ・ 所得税申告手続時における各種書類の添付省略について
  - ・ （国税庁からの周知依頼）「法定調書のe-Tax又は光ディスク等による提出義務」の判定基準の引下げに関する周知について

- ・ 株式等譲渡所得の確定申告に関する周知等について
- ・ 「投資信託等に係る二重課税調整及び源泉徴収選択口座における損益通算等に関する実務上の取扱い【確定版】」について
- ・ 大阪国税局管内の税務署が送付する納税者に係る税務照会文書への官印印影の印刷について
- ・ 投資信託等の二重課税調整に係る私募投信の取扱いについて
- ・ 証券会社等においてポイントを使用して株式等を購入した場合の取扱いについて（国税庁からの周知依頼）

## (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

- ① 国税庁等において検討されている、マイナポータルを通じて確定申告に必要な情報を取得し、確定申告書の作成ソフトに自動転記させることを可能とするスキームについて、国税庁担当官等を招き、「マイナポータルを活用した確定申告手続等の概要に関する説明会」を開催した。

東京：令和元年9月26日

大阪：令和元年9月30日

名古屋：令和元年10月1日

- ② 令和2年度税制改正にて措置された事項につき、金融庁担当官を招き、『『令和2年度税制改正大綱の概要』説明会』を開催した。

東京：令和2年1月23日

大阪：令和2年1月31日

九州：令和2年2月7日

東北：令和2年2月19日

- ③ 令和2年度税制改正にて措置された事項につき、各地区会員向けに『『令和2年度税制改正大綱の概要』説明会』を開催した。

北陸：令和2年2月5日

北海道：令和2年2月14日

名古屋：令和2年2月27日

## (3) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の実施

令和2年度税制改正要望等の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施するとともに、調査結果を取りまとめ、令和元年12月に公表した。

## (4) 資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究

29年2月、(公財)日本証券経済研究所と共同で個人の資産形成の現状分析や資産形成と相続に係る税制とその影響分析を行うため、同研究所に「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」を設置し、本年度中、3回開催した。

(5) 証券流通市場の機能に関する研究

29年5月、(公財)日本証券経済研究所及び(株)日本取引所グループと共同で、証券流通市場において新たな取引手法や取引の傾向・動きが見られる中、証券流通市場の機能について、学術的な観点から調査研究を行うため、同研究所に「証券流通市場に関する研究会」を設置し、本年度中、5回開催した。

(6) 英仏における個人の資産形成支援制度に関する実態調査

令和元年6月、中長期的な税制改正要望の参考とするため、英国のISAやフランスのPEA等について、現地の金融機関・業界団体等の市場関係者に対するヒアリング等を通じた実態調査を実施した。

(7) ドイツにおける個人の金融所得課税制度に関する調査

令和元年7月から9月にかけて、金融所得課税の一体化に係る税制改正要望の参考とするため、ドイツにおける個人の金融所得課税制度について、制度導入の背景や納税実務等に関する調査を実施した。

(8) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

令和元年6月、令和2年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果を令和2年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに、会員通知・公表を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第十六回調査 (令和元年6月末)	第十五回調査 (30年6月末)	第十四回調査 (29年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	265	268	264
特定口座取扱会社数(社)	155	157	156
特定口座数合計(口座)(A)	25,597,088	23,485,974	21,841,014
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	23,589,182	21,594,740	20,065,349
源泉徴収選択割合(B/A)	92.16%	91.95%	91.87%

(参考)

株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	12,802,882	11,076,758	9,652,574
---------------------------	------------	------------	-----------

#### (9) NISA口座等に係る調査の実施

令和元年6月、9月、12月及び令和2年3月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座（一般NISA・つみたてNISA）の開設・利用状況調査」（基準日はそれぞれ令和元年6月30日、9月30日、12月31日及び令和2年3月31日現在）を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに、会員通知・公表を行った。

（「NISA口座（一般NISA・つみたてNISA）の開設・利用状況調査」の概要）

	令和元年12月末現在	令和元年9月末現在	令和元年6月末現在	31年3月末現在
調査対象会員証券会社数（社）	268	269	265	264
一般NISA取扱証券会社数（社）	131	130	131	131
一般NISA口座数合計（口座）	7,025,864	6,972,954	6,927,538	6,888,113
つみたてNISA取扱証券会社数（社）	66	64	65	64
つみたてNISA口座数合計（口座）	951,739	850,097	741,331	648,350

#### (10) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

令和元年6月、9月、12月及び令和2年3月、金融庁からの依頼に基づき、「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」（基準日はそれぞれ令和元年6月30日、9月30日、12月31日及び令和2年3月31日現在）を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに、会員通知・公表を行った。

（「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」の概要）

	令和元年12月末現在	令和元年9月末現在	令和元年6月末現在	31年3月末現在
調査対象会員証券会社数（社）	268	269	265	264
ジュニアNISA取扱証券会社数（社）	120	119	120	120
ジュニアNISA口座数合計（口座）	206,493	198,537	188,187	178,691

#### (11) 非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査の実施

令和元年12月、金融庁からの依頼に基づき、「非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査」（基準日は30年3月31日及び令和元年12月31日現在）を実施し、調査結果を同庁に提供した。

#### (12) インターネット取引に関する調査（半期）の実施

31年3月末及び令和元年9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとと

もに、当該調査結果を公表した。

(インターネット取引に関する調査結果)

	令和元年9月末	31年3月末	30年9月末	30年3月末
取扱会員数(社)	85	77	75	73
口座数	28,000,190	26,934,172	25,880,369	24,936,309
株式委託取引売買代金(百万円)	119,046,083	175,078,922	142,988,207	180,470,025

(注) 上記「株式委託取引売買代金」は、調査対象期間(4月1日～9月30日又は10月1日～3月31日)の売買代金合計額である。

(13) インターネット取引に係る株式売買等データ(月次)公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況について調査(月次)を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(14) インターネット取引に係るシステム障害件数(月次)公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。

(15) 客員研究員制度

金融商品取引法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、(公財)日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、前年度に引き続き第7期客員研究員(30年4月～令和2年3月)5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を9回開催した。

また、第8期客員研究員(任期:令和2年4月～令和4年3月)5名の採用を決定した。

(16) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

JSDAキャピタルマーケットフォーラムは、我が国資本市場の発展を担う研究者の育成及び知識の蓄積のため、法学・経済学等分野の若手の研究者を中心に、学識経験者、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信を行う場である。

現在、第3期(30年～令和2年)として、法学3名、経済学・工学4名の若手研究者(以下、「研究委員」という。)が研究を進めている。

本年度は、研究委員から本フォーラムにおいて取り組んだ研究成果の中間報告が行われるとともに

に、当該報告内容に関し、活発な意見交換が行われた。その他、海外からゲストスピーカーを招聘し、講演及び意見交換が行われた。

## 6 証券知識の普及・啓発に関する事項

### (1) 本協会独自の活動

#### ① 学校向け事業

##### イ. 学校向け教材の提供

###### (イ) 潜入！みんなの経済ワールド

主に中学生・高校生を対象に、金融・証券に関するキーワードについて、動画を視聴しながら短時間で学習することを目的とした副教材「潜入！みんなの経済ワールド」を引き続き提供した。本年度は244校、計19,803名の利用を得た。

###### (ロ) 株式会社制度と証券市場のしくみ

主に高校生を対象に、金融・証券の基礎を学ぶための教材「株式会社制度と証券市場のしくみ」を引き続き提供した。本年度の利用は計13,022部であった。

###### (ハ) 株式学習ゲーム

主に中学生から大学生を対象に、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組み等を具体的に学ぶための教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供した。本年度は842校（春季・秋季・冬季合計）、計43,062名の利用を得た（株東京証券取引所との共同事業）。

##### ロ. 教育関係者向けセミナーの開催等

###### (イ) 教員向け金融経済セミナー

主に学校の夏休み期間中、中学校・高等学校の社会科・公民科をはじめとした各教科の教員を対象に、授業の指導に役立つ経済や金融、証券、体験型教材等に関する情報を提供することを目的として、「教員向け金融経済セミナー」を9都市で9回開催し、計497名の参加を得た。また、一部の講義については講義録を作成し、ウェブサイトに掲載した。

###### (ロ) 教育関係者向け金融・証券体験プログラム（「金融・証券1日プログラム」）

小学校・中学校・高等学校の教員や教育関係者を対象に、教育現場における証券・金融に関する知識の普及・理解の促進を図ることを目的として、「金融・証券体験プログラム」を3都市（東京：令和元年8月、名古屋・大阪：令和元年12月）で3回開催し、計111名の参加を得た。

###### (ハ) 教育関係者向けメールマガジンの配信

主に教育関係者を対象に、経済・金融・証券に関するトピックの解説や本協会が提供する教材、セミナー情報等を紹介する先生向けメールマガジン「5分で話せる金融経済」を定期的に配信した。本年度末時点の登録件数は計4,720件であった。

## (二) 学会での発表

令和元年10月、日本金融学会において、本協会が取り組んでいる初等中等教育向け支援活動を紹介するとともに、実際の支援活動を通じて感じている課題等について発表を行った。

## (ホ) 教員免許状更新講習への協力

(公財) 才能開発教育研究財団が行う教員免許状更新講習に関し、本協会が制作に協力したeラーニング講習コンテンツ「子どもたちに伝えたい金融リテラシー入門 ～知って役立つおカネとの関わり方～」の本年度の教員の受講者数は計1,115名であった。

## ハ. 講師派遣の実施

### (イ) 小学校・中学校、高等学校向け講師派遣（「土曜授業」等）

金融経済教育の拡充・推進の一環として、文部科学省が推進する「土曜日教育ボランティア」運動に賛同し、全国98校、213クラスの小学校・中学校・高等学校の「土曜授業」等に本協会職員、金融・証券インストラクター及び協力協会の役職員（都内における「土曜学習応援団ボランティア」を含む。）を講師として派遣した。

### (ロ) 大学（専門学校を含む）向け講師派遣（「金融リテラシー出前講座」等）

大学生等が経済、金融、資産運用の基本を身に付け、経済的に自立した社会人となるための取組みの一環として、全国105大学（計177回）に本協会役職員及び金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

## ニ. 研究会支援・運営

### (イ) 金融経済教育を推進する研究会

令和元年7月、本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（座長：吉野直行 慶應義塾大学名誉教授、25年4月設置）を開催し、中学校、高等学校の新学習指導要領実施を踏まえた今後の取組み方針について意見交換を行った。

令和元年10月、本研究会の下部機関として「教師用指導書等制作部会」（部会長：栗原久 東洋大学教授）を設置し、今回の学習指導要領改訂により記載が拡充された金融や証券に関する学習内容等の具体的な指導方法等を取りまとめた教師用指導書を作成し、教員向けに提供するための検討を行った。

### (ロ) 教員研究会

金融・経済の知識を継続的に習得したい中学校・高等学校の教員等が集まり、自主的な研究を行う教員研究会の活動を支援した。本年度中、大阪で5回、名古屋で3回講習会等を実施し、計160名の教員の参加を得た。

## ホ. 「全日本証券研究学生連盟」への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。令和元年12月、証券市場等に関するテーマについて、論文の発表及びディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」を東京で開催し、全国の29大学から計551名の参加を得た。

また、同連盟の地域組織が東京・大阪・名古屋の地区別にセミナー等を計3回開催し、計219

名の参加を得た。

## ② 社会人向け事業

### イ. ウェブサイト及び冊子等の制作・公開・配布等

#### (イ) ウェブサイト「投資の時間」

投資未経験の若いカップルが証券口座開設や商品選びを実体験するというコンテンツ「証券投資体験レポート」を制作し、マイナビウーマンウェブサイト上で公開した。また、同コンテンツや、株主優待・配当金の魅力を紹介するコンテンツ、長期・積立・分散投資の効果を紹介するコンテンツを「投資の時間」サイトにおいて公開した。本年度のPV数は計2,165,604件であった。

#### (ロ) 冊子

証券投資の基礎知識のほか、つみたてNISA等の資産形成支援制度等の理解を深めてもらうことを目的として、「サクサクわかる！資産運用と証券投資スタートブック」、「確定拠出年金入門」及び「個人投資家のための証券税制Q&A」の改訂版を計73,500部制作した。

#### (ハ) 電子書籍アプリ「投資道場」及び電子書店での刊行物の無償頒布

主に投資未経験者・初心者を対象に、本協会が提供している冊子をスマートフォンやタブレットから気軽に関覧できるように、電子書籍アプリ及び電子書店において無償頒布した。本年度のダウンロード数は、電子書籍アプリにおいては計3,354件、電子書店においては3種合計10,781件であった。

### ロ. 講座の開催

証券投資に興味・関心を有する投資未経験者・初心者を対象に、貯蓄と投資の違いや投資の意義、金融・証券の基礎知識のほか、つみたてNISAやiDeCo等の理解を深めてもらうことを目的として、金融庁及び関係団体と連携し、「はじめての資産運用講座」を全国68会場で開催し、計5,870名の参加を得た。

### ハ. 講師派遣の実施

社会人向けの普及推進活動の一環として、官公庁及び民間企業等155先（計270回）の各種講座や職場研修に、金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

### ニ. 投資詐欺被害防止に関する周知活動

投資者保護のための周知活動として、株や社債をかたった投資詐欺被害防止に関する注意喚起リーフレットを講座・セミナーで配布するとともに、動画による注意喚起を行った。

## ③ 国際的な投資教育活動への参画

令和元年9月、証券監督者国際機構（IOSCO）から投資者教育国際フォーラム（IFIE）への要請を踏まえ、ロシア サンクト・ペテルブルグで開催されたIOSCO新興市場委員会にIFIE議長機関及びIOSCO協力会員として参加した。投資者教育に関するパネルディスカッションでIFIEの活動概要を紹介するとともに、IFIEが主催して、新興市場国向けの投資者教育の課題と取組みに関するワークショップを開催した。

令和元年9月、IOSCOが実施するグローバルなキャンペーン「世界投資者週間（WIW）」のオープニングセレモニーを金融庁、(株)日本取引所グループと共催した。約140名が参加したセレモニーでは、基調講演のほか、「投資者保護から投資者教育への潮流」と「高齢社会における資産管理と投資者保護」の2つのパネルディスカッションが行われた。

令和元年11月、アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会の開催に合わせて、IFIEアジア地域支部の中間会合をトルコ イスタンブールにて開催し、アジア地域における金融・証券教育に関する取組みについて意見交換を行った。各国の参加者からは、若年層向けの金融リテラシー教育の活動状況や金融知識に関する最近の調査結果等が紹介された。

#### ④ 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止のための取組み

依然として被害が発生している「株や社債をかたった投資詐欺」被害の防止を図るため、令和元年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止啓発活動計画に基づき、前年度に引き続き、全国の警察で例年10月に行われる「全国地域安全運動」と連携して、警察、会員、財務局、(一社)全国銀行協会、消費者行政等の協力のもと全国47都道府県の主要50都市において街頭注意キャンペーンを実施するとともに、協会の店舗等での顧客等への注意喚起依頼、警察主催イベント・老人クラブ・鉄道会社・図書館・公民館・シルバー人材センター等へのリーフレット・ポスターの提供を通じた注意喚起等、広報・啓発活動を実施した。

上記広報・啓発活動に加え、投資者・消費者からの照会・相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターを引き続き設置し、通報の受付（本年度中、計162件の通報を受付）や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況等のウェブサイトでの公表や行政への情報提供を行った。

## (2) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、(株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)名古屋証券取引所、(証券会員制法人)福岡証券取引所、(証券会員制法人)札幌証券取引所、(一社)投資信託協会及び名証取引参加者協会で構成する「証券知識普及プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」において、以下の活動を行った。

### ① 学校向け事業（教材等の提供）

#### イ. 株式会社をつくろう！～ミスター Xからの挑戦状

主に中学生を対象に、会社（企業）に視点をあて、株式会社の仕組み、金融の仕組み、会社の社会的な役割と責任等について理解を深めてもらうことを目的として、体験型教材「株式会社をつくろう！～ミスター Xからの挑戦状」を引き続き提供した。本年度は414校、計43,404名の利用を得た。

#### ロ. ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう

主に高校生を対象に、株式会社、金融、外国為替・金利・景気を分かりやすく学べる体験型教材「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」を引き続き提供した。本年度は342校、

計31,847名の利用を得た。

#### ハ. 教育現場のための金融経済学習サイト「金融経済ナビ」

金融経済を楽しく分かりやすく学べるウェブサイト「金融経済ナビ」を引き続き提供した。生徒向けには証券や金融について学べる「まなぼう！金融経済」や「ウォーキング in 金融経済タウン」等、教員向けにはタイムリーな経済ニュースを解説する「明快◎けいざいニュース」をはじめ、上記教材に関する授業の手引きや、本プロジェクトの提供教材・イベント等の情報を提供した。

また、本年度も広告をネット上に掲載する等積極的にPRを行い、アクセス件数は計199,715件であった。

#### ニ. 教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」

金融経済教育の必要性や本協会が提供している教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する著名人のインタビューや経済トピックの解説、先生方の授業実践事例、企業教育に関する取組み等を紹介する教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を年3回、計60,000部刊行し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等へ提供した。

#### ホ. 小樽商科大学における講義実施

31年4月から令和元年7月までの間、小樽商科大学において、証券市場を活用した投資・資産形成に必要なリテラシー等の理解を深めてもらう目的で、関係機関等と分担して講座（15コマ）を実施した。

#### ② 社会人向け事業（セミナーの開催）

証券投資に興味・関心を有する投資未経験者（証券投資には興味・関心があるものの、自ら能動的に情報収集を行ったり、証券会社・金融機関へアクセスしていない層）を対象に、金融・証券の基礎知識や株主優待から知る株式投資の意義・魅力等を訴求する「ゼロからはじめる証券投資セミナー」を全国11会場で開催し、計2,929名の参加を得た。

## 7 株式市場等に関する事項

### (1) PTS信用取引制度の導入

令和元年7月、私設取引システム（PTS）における信用取引の制度を導入した。また、PTS信用取引制度の開始に伴い、PTSにおける現金信用別売買状況の公表を開始した。

### (2) 「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の一部改正

令和元年7月、株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」及び事業承継を含む非上場会社の経営権の移転等に資するための「店頭有価証券に関する規則」の一部を改正し、8月より施行した。

(3) 米国G-SIBs及びその米国外関係会社が引受人となる引受団契約等における留意事項の公表

令和元年6月、米国QFC Stay Rules（31年1月施行）を踏まえ、米国G-SIBsの米国外関係会社である会員が引受人となる場合における契約書雛型を取りまとめ、公表した。

(4) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令等の一部改正に伴う「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正

令和元年6月、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令等の一部改正が行われたことに伴い、同府令の引用箇所について、所要の規定の整備を行うため「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部を改正し、施行した。

## 8 公社債市場等に関する事項

(1) 一般債取引の決済期間の短縮化に向けた取組み

令和元年6月、令和2年7月13日（約定分）実施予定の一般債取引の決済期間の短縮化（以下「T+2化」という。）に伴い、国債以外の銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日を後倒しするため、「売買参考統計値に関する取扱いについて」（ガイドライン）の一部を改正した。

令和元年12月、T+2化に伴い、市場参加者がT+2決済を円滑に行うため、「一般債の振替決済に関するガイドライン」（以下「一般債ガイドライン」という。）に約定照合時限の目安を設定するとともに、一般債ガイドラインに添付している「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（抜粋）を最新版に差し替えるため、一般債ガイドラインの一部を改正した。また、所要の整備を図るため、「一般債の振替決済に関するQ&A」の一部を改正した。

(2) 「金利指標問題に関する意見交換会」の設置

円LIBORが、令和3年末をもって恒久的に公表停止される可能性が高まっていることを踏まえ、新円金利指標への移行に伴う債券業務に係る対応等について意見交換を行うため、令和元年12月、「金利指標問題に関する意見交換会」を設置し、本年度中に3回開催した。

(3) 売買参考統計値等の発表等

協会が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会及び顧客の参考に資するため、協会からの報告に基づき、売買参考統計値及び個人向け社債等の店頭気配情報等の発表等を行った。

また、本年度中、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会（指定報告協会）について、指定報告協会の辞退届出書の届出が1件あったことに伴い、1社の指定を取り消した（令和2年3月末現在の指定報告協会は13社）。

## 9 外国証券等に関する事項

### (1) 外国証券取引口座約款（参考様式）及び常任代理人契約書（モデル）の一部改訂

令和2年2月、株東京証券取引所の定める受託契約準則の改正に伴い、外国証券取引口座約款（参考様式）の一部を改訂した。また、保護預り約款（参考様式）の改訂を反映するため、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書（モデル）の一部を改訂した。

### (2) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、令和元年6月に30年度下期分、12月に令和元年度上期分をそれぞれ公表した。

### (3) 外国投資信託証券の確認

我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を12件受理した。

### (4) 法令に基づく公表等

#### ① 金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、公表した。

#### ② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会員が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

#### ③ 金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会員等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会員に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

## 10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

### (1) 店頭デリバティブ取引に関する新たな規制への取組み

金融安定理事会（FSB）、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）及び証券監督者国際機構（IOSCO）

において、店頭デリバティブ取引の取引保存・報告制度における固有取引識別子（UTI）、固有商品識別子（UPI）及び主要データ項目（CDE）の導入等が検討されている。今後、これに伴う我が国の店頭デリバティブ取引情報の報告制度の見直しも予定されていることに伴い、店頭デリバティブ取引に関するワーキング・グループや関係機関との意見交換を行った。

また、執行した取引について金融機関等がISINコードを付して所管当局に報告することが国際的に議論されていることに伴い、店頭デリバティブ取引のISINの付番等を行う国際コード機関協会（ANNA）デリバティブサービス局（DSB）の商品委員会（PC）及び技術諮問委員会（TAC）にオブザーバーとして参加し、適宜店頭デリバティブ取引に関するワーキング・グループ等へ情報連携を行った。

## (2) 市場デリバティブ取引に係る不公正取引防止のための対応について

令和2年1月、株大阪取引所が不公正取引を防止するために求められる売買管理体制を明確化する観点から、「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を制定したことに伴い、本協会の規則においても市場デリバティブ取引の売買管理について同様の措置を講じるため「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部を改正し、4月より施行することとした。

## (3) 証券化商品における市場参加者の利便性向上への環境整備

証券監督者国際機構（IOSCO）及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が規制上の資本賦課の軽減措置として公表している「簡素で、透明性が高く、比較可能」（STC）な証券化商品に係る投資家向け情報の取扱い等に関して、証券化商品に関するワーキング・グループや関係機関と意見交換を行う等、バーゼル関連規制の国内実施に係る検討を行った。

## (4) 証券化市場の発行動向及び残高調査

協会員等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表した。

また、証券化市場の発行動向を取りまとめた資料を年度ごとに、残高を取りまとめた資料を半期ごとに公表した。

## (5) Prepayment Standard Japan（PSJ）予測統計値の公表

一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計のうえ統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を毎月2回公表した。

## 11 投資勧誘等に関する事項

### (1) 適切な営業姿勢の徹底

#### ① 契約締結前交付書面等関係

イ. 金融審議会「市場ワーキング・グループ」において契約締結前交付書面等の見直し等に関する議論が行われたことに伴い、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなくその内容・方法等をより合理的・効率的で分かりやすいものにするという観点から、契約締結前交付書面等の情報をウェブサイトを活用して提供する方法について検討を行った。また、令和2年1月、上記方法を可能とする「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正案が公表されたことに伴い、本件に関する意見の検討及び提出並びに当局との意見交換を行った。

ロ. このほか、次のとおり契約締結前交付書面等について見直し等を行った。

(i) 令和元年9月、信用格付業者に関する情報の変更に伴い、無登録格付に関する説明書（参考様式）の一部を改訂した。

(ii) 令和2年2月、民法（債権法）改正（令和2年4月施行）に伴い、いわゆる定型約款に関する規律が整備されたことから、「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」（参考様式）の一部を改訂した。

#### ② 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」の製作

主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に、商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」を制作し協会員に頒布した。

#### ③ 入手情報を利用した投資勧誘に関する注意喚起

本年度、市場区分の見直しに関する関係者から入手した情報を不適切に提供して勧誘する事案が生じたことに伴い、会員に対し、資本市場の公正性・公平性に対する信頼性について高い自己規律が求められていることを常に意識し、適切な内部管理態勢を構築するよう通知した。

### (2) 自主規制規則の見直しに関する事項

毎年度、協会員等に対し自主規制規則の見直しに関する提案を募集し、これに関する検討計画・検討結果を自主規制会議に報告し、公表している。本年度は、見直し提案4件について検討を行った。

### (3) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

#### ① 内部者登録カードの整備への対応関係

31年4月及び令和元年10月、協会員における内部者登録カードの整備に資するため、上場会社の非上場親会社・上場会社等の主な子会社・上場投資法人の主な特定関係法人について、会員通知・公表を行った。

② 上場会社に対するJ-IRISSへの登録促進

J-IRISS（内部者情報登録・照合システム）への上場会社の登録促進に向けて、新規上場会社の登録促進に関する引受証券会社への協力要請や、各証券取引所と連携した未登録上場会社への登録促進活動を行った（令和2年3月現在、上場会社のJ-IRISSへの登録率86.9%）。

③ 次期J-IRISSシステムへの対応について

J-IRISSについて、次期システムの開発を決定し、着手した（令和3年5月稼働予定）。

(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律等に関する取組み

31年4月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正により、新たに可能となったオンラインで完結する本人特定事項の確認方法の追加、法人の本人特定事項の確認方法の追加（30年11月施行）及び非対面取引時の郵送により行う自然人の本人特定事項の確認方法の厳格化（令和2年4月施行）に伴い、「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の一部を改訂した。

(5) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

① 「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」の一部改訂について

31年4月、金融庁「疑わしい取引の参考事例」の一部改訂（31年4月）に伴い、疑わしい取引の届出の検討対象とすべき具体的事例や考え方を取りまとめた「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」の一部を改訂した。

② 「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～マネロン等対応の考え方～」の一部改訂について

令和元年6月、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改訂（31年4月）に伴い、「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～マネロン等対応の考え方～」の一部を改訂した。

③ 店頭掲示用ポスターの製作について

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性並びに本人確認に対する会員の顧客の理解を得ることを目的に、店頭掲示用ポスター・顧客配付用リーフレットの製作・頒布等を行った。

④ 金融活動作業部会（FATF）第4次対日相互審査に関する会員への情報提供

本協会では引き続き、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に向けた金融機関の体制整備を強化するために金融庁に設置された「マネロン対応高度化官民連絡会」に参加するとともに、FATF第4次対日相互審査のスケジュールや本件に関する政府広報の内容等について、会員に情報提供した。

(6) 広告等の表示の適正化に関する取組み

証券評議会の下部機関である「株式販売規制等に関する検討会」からの検討要請があったことを踏

まえ、「広告等に関する指針」における「いわゆる5銘柄表示」等の事例の拡充や明確化、メールやチャットを用いた情報提供の広告への該当性及び電子媒体における広告表示の在り方について検討を行った。

#### (7) 個人情報の保護に関する取組み

令和2年2月、改正国税通則法の施行（令和2年4月）により、証券会社がマイナンバーにより加入者情報を検索可能な状態で管理する義務が課されること等のマイナンバーの取扱いが一部変更されたこと及び個人情報保護委員会において「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」が一部改訂（令和元年12月）されたことに伴い、『『個人情報の保護に関する指針』に関する解説について』及び『『金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針』等に関する実務上の取扱い』の一部を改訂するとともに、「消去・廃棄段階における取扱規程（社内規程モデル）」及び「特定個人情報等取扱規程（社内規程モデル）」の一部を改訂した。

#### (8) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

本協会、(一社)投資信託協会、(一社)日本投資顧問業協会、(一社)金融先物取引業協会及び(一社)第二種金融商品取引業協会は、各金融商品取引業協会における自主規制機能の適切な発揮に向けた取組みを促進するため、「金融商品取引業協会連絡協議会」を設置（21年9月）している。本年度も引き続き本協議会を開催し、各金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図った。また、本協議会の下部機関である「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」（各協会の実務者で構成）において、自主規制業務に関する情報交換を行った。

#### (9) 当局との情報・意見交換

金融庁、証券取引等監視委員会との間で、自主規制業務に関連する情報・意見交換を行った。

## 12 研修・資格試験に関する事項

#### (1) 協会員の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会の当面の主要課題（30年7月公表）において、「仲介者の機能・信頼性の向上」を柱の一つとして掲げ、その主な取組みとして、「顧客本位の業務運営等の徹底のために、会員各社が顧客の最善の利益の追求を企業文化として定着させ、顧客満足度の向上や安定した顧客基盤と収益の確保につなげていけるよう必要な支援等を行う」こととなった。また、「金融サービスを取り巻く環境変化を踏まえた適切な自主規制の整備」や「金融サービス利用に伴うトラブルに関する状況把握・分析を通じたトラブルの未然防止策の検討」に加え、「犯罪収益移転防止法等の改正や金融活動作業部会(FATF)の第4次対日相互審査を見据えたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組みに係る検

討」等、必要な対応を行うこととなった。

これに伴い、「平成31年度における協会員に対する研修基本計画」では、「信頼性向上に向けた職業倫理意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンスの徹底に関するプログラムの実施」を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき、これまで研修事業における重要課題として取り組んできた「倫理意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンス意識の向上」を引き続き推進するとともに、最近の投資勧誘に関する違反事例や法令等の違反事例等を踏まえ、時勢に応じた研修テーマや顧客本位の業務運営に向けた対応に係るテーマを適宜取り入れる等、研修事業の更なる充実を図ることを念頭に、自主規制規則に基づく研修及び倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等を実施した（詳細は下記①、②のとおり）。

また、協会員の社内研修に対する支援等のため、本協会職員等の講師派遣及び外部講師の紹介を行った（詳細は下記③のとおり）。加えて、社内研修用教材として、研修の様態を録画した動画のインターネット（Web）配信を実施するとともに、研修録画DVDを作製し、貸出しを行った（詳細は下記④、⑤のとおり）。

なお、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、自主規制規則に基づく研修等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ、実施した。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会員の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」等、本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を6コース32回実施した（計2,364名受講）。

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会員の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」や「企業倫理講座」等、集合研修を7コース35回実施した（計1,776名受講）。

#### ③ 協会員の社内研修への本協会職員等の講師派遣・外部講師の紹介

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会員の社内研修に対して、本協会職員等の講師派遣及び法律家等の外部講師の紹介を延べ9回行った。

#### ④ 研修動画のインターネット（Web）配信

協会員の社内研修に対する支援の一環として、東京会場で開催した計9回の研修の様態を録画した動画をインターネット（Web）で配信し、延べ3,512件のアクセスがあった。

#### ⑤ 研修録画DVDの作製及び貸出し

協会員の社内研修の充実・強化に資するため、研修の様態を録画したDVDを計15本作製し、前年

度までに作製したDVDと合わせ延べ82社（延べ140本）に貸出しを行った。

## (2) 外務員登録事務及び外務員等資格試験等の実施

### ① 外務員登録事務の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員等（協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者をいう。）に所属する外務員の登録事務を行っている。本年度における外務員登録事務処理件数は、登録39,641件、変更9,043件及び抹消49,354件であった。

### ② 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、外務員登録の要件として自主規制規則において、外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者数は計72,158名、合格者数は計32,409名であった。

また、証券業界あるいは外務員への関心を高めてもらうこと等を目的として、協会員等の役職員以外の一般の方々に向けて、外務員資格試験の一部（一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験）の受験を開放している。本年度における一般の方々の外務員資格試験の受験者数は計7,764名、合格者数は計5,174名であった。

更に、協会員の内部管理態勢を盤石にし、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者制度を設けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験に合格すること等を求めている。本年度における内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）の受験者数は計20,560名、合格者数は計17,511名であった。

本協会では、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、原則として5年ごとに外務員資格更新研修を受講すること等を求めている。本年度における外務員資格更新研修の受講者数は計72,975名、修了者数は計72,934名であった。

なお、令和2年3月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外務員資格更新研修の受講義務期限及び資格取消猶予期限を延長する特例措置を講じた（3月期限到来者を6月末、4月期限到来者を7月末まで延長）。

### ③ 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料を作成・頒布した。

なお、二. については頒布に代えて、ウェブサイト（英語）で電子書籍データを公開した。

イ. 「外務員必携1～4巻（2020年版）」

ロ. 「特別会員外務員必携（2020年版）」

ハ. 「営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）（2019年版）」

二、「英語による 外務員必携 1～4 巻 (2019年版)」

ホ、「英語による 営業責任者 内部管理責任者必携 (会員・特別会員 共通) (2019年版)」

その他、外務員必携等利用者の利便性を高めるため、外務員必携等の追補を適宜実施し、法令・諸規則の改正内容を周知した。

④ 投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格試験等の見直しに向けた対応

令和元年7月、「内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書 (シラバス)」、令和2年2月、「外務員に求めるべき知識を明確化した文書 (シラバス)」について、法令・諸規則の改正等を踏まえ、それぞれ更新した。

## 13 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

#### ① 監査の実施状況

監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。本年度においても監査対象先の業務内容、顧客層、リスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、監査対象先100先 (会員・特定業務会員65社 (特別監査等を含む。)、特別会員35機関) に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、31年度 (令和元年度) 監査計画の重点事項に掲げた①内部管理態勢 (リスク管理態勢を含む。) の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③社債の私募等の取扱い等の検証、④顧客資産の分別管理の状況の検証、⑤財務の健全性に係る検証、⑥マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 (AML/CFT) への取組状況の検証、⑦売買管理態勢等の整備状況の検証、⑧システム障害への対応態勢の検証及び⑨個人情報の管理状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定し監査を実施した。

なお、本年度に監査結果通知を発出した会員・特定業務会員64社、特別会員34機関のうち、会員・特定業務会員26社、特別会員4機関において法令・諸規則違反等が認められた。

#### ② 監査モニター制度 (監査に対する意見受付制度) の実施状況

監査の実態を把握することにより、適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高い監査の実施に資するため、監査対象先100先のうち、会員21社、特別会員11機関に対してオンサイト監査モニターを実施した。なお、オンサイト監査モニター制度とは別に、オフサイト監査モニター制度として、監査結果通知書の交付日から1か月間、書面 (電子データを含む。) により意見を受け付けている。

#### ③ 行政当局及び他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び日本取引所自主規制法人との間で、情報交換会を開催し、監

査業務についての情報共有を行う等、緊密な連携を図った。また、同委員会が主催する研修へ監査員を参加させるとともに、同庁及び同委員会より講師を招き本協会が監査員研修を実施することにより、監査業務の質的向上を図った。

④ 監査結果の概要等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び内部管理態勢の構築に係る自主的な取り組みの促進に資するため、監査結果の概要について半期ごとに、また、監査結果の指摘事例のうち主な内容については四半期ごとに「監査結果の具体的内容と留意点」としてその発生原因も含め具体的内容について取りまとめ、協会員宛てに通知し周知徹底を図った。

(参考1) 監査の実施状況

(単位：社・機関)

	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
会員・特定業務会員	65(2)	70(1)	70(1)	70(4)	80(1)
特別会員	35	40	40	40	44
合計	100	110	110	110	124

(注) 括弧(内書き)は、特別監査(フォローアップ監査を含む。)の実施社数

(特別会員内訳)

(単位：機関)

	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
都市銀行等	2	0	5	3	4
地方銀行	14	17	19	14	15
第二地銀協地銀	8	9	9	13	10
信用金庫等	9	13	5	10	11
生命保険会社	0	0	0	0	1
損害保険会社	0	0	0	0	1
その他	2	1	2	0	2
合計	35	40	40	40	44

(注) 「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」は、短資会社、外国銀行及び信用組合等である。

(参考2) 監査結果における法令・諸規則違反等の概要 (結果通知日ベース)

【会員・特定業務会員】

(単位：社)

	令和元年度	参 考			
		30年度	29年度	28年度	27年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社	26	26	20	20	21
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	38	42	48	50	59
計	64	68	68	70	80

【特別会員】

(単位：機関)

	令和元年度	参 考			
		30年度	29年度	28年度	27年度
法令・諸規則違反等を指摘した機関	4	2	0	3	13
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	30	39	41	37	31
計	34	41	41	40	44

## (2) 財務状況等のモニタリングに関する事項

### ① 経営状況等に応じたモニタリングの実施

イ. 毎月、自己資本規制比率が200%を下回った会員・特定業務会員のほか、業務・財産の状況、顧客資産の分別管理の状況、役員貸付の状況等からモニタリングの必要がある会員・特定業務会員を抽出する等、継続的かつきめ細かいモニタリングを実施した。

ロ. 金融商品取引業を廃止する会員等における顧客資産の返還業務に係るモニタリングを実施した。

### ② 行政当局等との連携

イ. 事務局内の関係部署で連携し、風評がある等、個別の問題が表面化する前に何らかの対応を要する情報が得られた会員について、適宜モニタリングを実施した。

ロ. モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、緊密な連携を図った。

## (3) 協会員の処分等

### ① 会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員1社に対し過怠金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）を行った（特別会員について該当はなかった。）。

(参考1) 協会員に対する処分

【協会員処分の件数】

(単位：件)

	令和元年度	30年度	29年度
除 名	0	1	0
会員権の停止又は制限	0	0	0
過怠金の賦課	1	3	9
譴 責	0	0	0
合 計	1	4	9

② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会員の従業員に関する規則」第12条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（4名）、外務員の登録取消処分（1名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）並びに外務員の職務停止処分（34名）を行った。

また、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第17条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（1名）を行った。

③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5の規定に基づき、外務員の職務停止処分（4名）を行った。

(参考2) 外務員等に対する処分

【②及び③の処分者を行為別に分類した件数】

(単位：件)

	令和元年度	30年度	29年度
虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示、虚偽告知	18	6	31
詐欺・横領	6	12	22
金銭貸借	5	0	0
無断売買	3	4	20
損失補填、特別の利益提供	1	4	11
その他	13	14	12
合 計	46	40	96

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案については、その中から最も処分等に影響を及ぼした行為1つを抽出し、行為別件数を計算している。

#### (4) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補填を行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

##### ① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会員から提出された確認申請書の審査を行った（本年度中の会員に係る確認件数：2件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：0件）。

##### ② 事故確認委員会による調査及び確認

協会員から提出された事故調査確認申請書の調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：262件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：7件）。

##### ③ 事故報告書に係る事務

協会員から提出された財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項」に基づく事故報告書の取りまとめを行った（本年度中の会員に係る報告件数：10,645件、特定業務会員に係る報告件数：0件、特別会員に係る報告件数：305件）。

#### (参考3) 事故の確認の状況

【①から③の各件数】

(単位：件)

	令和元年度	30年度	29年度
事故確認申請の件数	2	1	0
委員会調査確認申請の件数	269	222	311
事故報告の件数	10,950	18,208	3,063
合 計	11,221	18,431	3,374

【令和元年度における委員会調査確認申請の申請金額・行為区分別の内訳】

(単位：件)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務 ミス	システム 障害	その他 法令違反	計
50万円以下	32	96	4	0	77	209
50万円超100万円以下	6	24	0	0	5	35
100万円超1000万円以下	2	20	0	0	3	25
合 計	40	140	4	0	85	269

14 あっせん・苦情相談に関する事項

(1) 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、金融ADRを主たる事業とする第三者機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に対し、本協会の協会員等の業務に対する顧客からの相談受け、苦情解決及び紛争解決のためのあっせん業務を委託している。

本年度における協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は次のとおりである（件数は本協会の協会員を対象としたもの）。

① 令和元年度 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん申立て等の状況

(単位：件)

区分	年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
年度当初の係属事案		303	15	31	32	23	15	48	79	85	50
新規申立事案		379	692	107	133	118	101	128	208	308	239
終結事案		620	404	123	134	109	93	161	239	314	204
	和解	(565)	(370)	(68)	(63)	(51)	(47)	(95)	(103)	(156)	(102)
	不調	(47)	(31)	(52)	(61)	(51)	(39)	(44)	(113)	(144)	(92)
	取下げ等	(8)	(3)	(3)	(10)	(7)	(7)	(22)	(23)	(14)	(10)
年度末の係属事案		(62)	303	15	31	32	23	15	48	79	85

② 令和元年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関する苦情・相談件数

(単位：件)

苦情・相談内容		地区別										合計
		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	
苦情	①勧誘に関する苦情	11	25	300	65	21	72	11	15	26	0	546
	②売買取引に関する苦情	3	5	135	30	1	29	4	11	15	0	233
	③事務処理に関する苦情	2	7	70	15	1	10	0	3	7	0	115
	④その他の苦情	1	2	23	1	0	5	0	3	1	0	36
苦情合計		17	39	528	111	23	116	15	32	49	0	930
相談	相談合計	87	91	1,591	395	82	731	165	102	211	10	3,465
苦情・相談合計		104	130	2,119	506	105	847	180	134	260	10	4,395

③ FINMACに寄せられた苦情相談の分析

本協会は、協会の営業の改善・向上に資するため、FINMACに寄せられた苦情相談について商品別や相談内容別といった具体的な切り口やテーマに基づいた分析を行っている。本年度についても、上半期・通期についての分析結果を自主規制会議に報告するとともに協会に周知した。

また、必要と認めた個別の協会に対しては、当該協会に関する苦情相談の状況をフィードバックする等、直接のコミュニケーションを行った。

(2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
苦 情	利用目的の特定関係		0	0	0	0	0
	利用目的による制限関係		0	0	0	0	2
	適正な取得関係		1	0	0	3	2
	取得に際しての利用目的の通知等関係		0	0	1	—	—
	データ内容の正確性の確保関係		0	1	0	—	—
	安全管理措置関係		0	0	0	—	—
	第三者提供の制限関係		0	1	0	—	—
	外国への第三者提供の制限関係		0	0	0	—	—
	保有個人データに関する事項の公表、開示等		0	1	0	—	—
	匿名加工情報の取扱い		0	0	0	—	—
	その他		9	4	2	16	13
	合 計		10	7	3	19	17
相 談	相談・問合せ等		16	21	11	13	24
合 計		26	28	14	32	41	

(注) 29年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に伴い、区分の項目に一部変更がある。

## 15 国際交流に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関等との積極的な意見交換を行った。

#### ① 日中証券市場協力

31年4月、日中両政府間で合意した「日中証券市場協力」の枠組みの下で、中国証券監督管理委員会 (CSRC)、中国証券業協会 (SAC)、上海証券取引所、深圳証券取引所、中国証券投資基金業協会 (AMAC)、金融庁、(株)日本取引所グループ及び(一社)投資信託協会とともに、「日中資本市場フォーラム」を上海で開催した。全体会合では、日中資本市場協力の強化や資本市場の役割等を議論し、両国の証券取引所、証券業協会、投資信託協会がそれぞれ運営する分科会会合では、それぞれの業態が抱える諸課題を議論した。中国証券業協会及び本協会が運営する分科会では、バブル崩壊以降の日本の証券会社の経営戦略や中国市場参入への課題等について意見交換を行った。

令和元年10月、中国深圳において中国証券業協会が開催する研修に、本協会の協会員を講師として派遣する形で、31年4月に開催された日中資本市場フォーラムにおいて署名された「中国証券業

協会と日本証券業協会間の協力枠組合意」に基づく、第1回となる研修プログラムが開催された。

## ② 証券監督者国際機構（IOSCO）関連会議

令和元年5月、オーストラリア シドニーで開催された第44回IOSCO年次総会に参加した。今回の協力会員諮問委員会（AMCC）では、暗号資産、人工知能・機械学習、パッシブ運用・インデックスプロバイダー、デジタルサービスを通じたリテール投資者への金融サービスの提供、市場の分断という、IOSCOの優先課題の進捗状況が報告され、AMCCが引き続き貢献していくことが確認された。IOSCOが主催する規制に関するワークショップでは、LIBORに代わる金融指標の展望、規制当局の暗号資産及びFintechへの対応、サステナブル・ファイナンスに関する課題、グローバルな規制の観点からの金融サービスの将来、決済清算システムの課題、金融包摂に関するパネル・ディスカッションが行われた。

令和元年6月、スウェーデン スtockホルムで開催されたIOSCOサステナブル・ファイナンス・ネットワークの官民会合に参加した。同ネットワークは、30年10月、各国における経験を共有し、サステナブル・ファイナンスに対する規制当局としての取組みを議論するためIOSCO内に設立されたものである。今回は、市場関係者（発行体、投資家、格付会社、会計基準関連機関、証券関連団体等）と意見交換を行う初めての会合として開催された。欧州をはじめ、中国、日本、米州、アフリカから約90人の規制当局及び市場関係者が参加し、サステナビリティに関連する問題のビジネスモデル、リスクマネジメント及び投資決定プロセスへの影響並びに財務報告への対応、規制当局の役割等について議論が行われた。

31年4月にスペイン マドリッド、令和元年11月にドイツ ハンブルクでそれぞれ開催された、投資者保護を担当する第8常設委員会（C8）の会合にオブザーバーとして参加し、リテール投資者の苦情処理と救済、投資者の金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー、OTCレバレッジ商品や暗号資産への対応、世界投資者週間（WIW）の実施等に関し、各国の証券規制当局者等関係者との情報・意見交換を行った。

令和元年12月、スペイン マドリッドにおいてIOSCO/AMCC中間会合及び同研修セミナーが開催された。中間会合においては、AMCCのIOSCO内における戦略的ポジショニングに関する議論やIOSCOの各政策委員会における取組みの進捗状況について報告が行われ、AMCCの専門性を生かしてIOSCOの各政策委員会での議論に貢献していくことが合意された。研修セミナーにおいては、各国の証券規制当局や自主規制機関等の職員を対象として、新興技術によりもたらされる課題と投資家保護、規制の執行、金融ベンチマーク改革及び技術革新を利用した証券監督の実務のほか、金融サービスの新時代における倫理等について研修が行われた。

## ③ 証券監督者国際機構（IOSCO）世界投資者週間（WIW）オープニングセレモニー

令和元年9月、東京においてWIWオープニングセレモニーを主催した。本セレモニーでは、関係団体によるスピーチがなされた後、パネル・ディスカッションが行われ、世界及び日本で行われている昨今の投資者保護・投資者教育に関する動向の紹介や投資者の理解向上の観点からの投資者教育の必要性、医学的観点も含めた高齢社会における資産管理や資産形成の考え方等について議論が

行われた。

④ 国際資本市場協会（ICMA）年次総会

令和元年5月、スウェーデン スtockホルムで開催された第51回ICMA年次総会に参加した。今回合会においては、市場と規制の分断、技術革新、持続可能性が重要な課題として取り上げられ、Brexit等市場に影響する地政学的リスクやベンチマーク規制等、幅広い議論が行われた。また、本協会は、協賛団体として資料の配布や展示ブース等を通じてPR活動を行った。

⑤ 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

令和元年6月、イタリア ミラノでイタリア金融仲介業者協会（ASSOSIM）の主催により開催された第32回ICSA年次総会に参加した。今回合会は、英国のEU離脱（Brexit）期限延長や日本が議長国となるG20大阪サミットを控える中で開催され、市場の分断、高齢化、欧州の通貨同盟、Brexitの影響、Fintech、サステナブル・ファイナンス等をテーマに議論が行われた。

令和元年11月、ベルギー ブラッセルでスウェーデン証券業協会（SSDA）、ASSOSIM、欧州投資信託協会（EFAMA）、ICSA、欧州金融市場協会（AFME）、フランス金融市場協会（AMAFI）、デンマーク証券業協会（DSDA）の共催により開催されたマーケットデータコストに関するセミナーに参加した。本セミナーは近年、マーケットデータ（買値・売値気配、価格、取引高）へのアクセスコストが上昇していることが多くの市場参加者にとって深刻な問題となっていると、欧米の業界団体から指摘されていることに起因し開催された。本合会ではマーケットデータの提供に対する規制に関する欧州証券市場監督局（ESMA）及びIOSCOの取組みが紹介され、規制の在り方に関して議論がなされたほか、統合テープ（CTP）等データ提供実務の在り方やデータの価格設定等に関して議論が行われた。

⑥ ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）関連会議

令和元年6月に東京で、10月に中国 深圳で開催されたABMF合会にナショナルメンバーとして参加し、アジア債券市場の標準化、調和に向けた具体的な方法や今後の活動方針等について意見交換を行った。

⑦ 国際連合ハイレベル政治フォーラム

令和元年7月、米国 ニューヨークで開催された国際連合ハイレベル政治フォーラムに参加した。一連のイベントのうち、国連開発計画（UNDP）と経団連の共催シンポジウムでは、UNDP及び経団連ミッション参加者間で意見交換が行われ、日経SDGsフォーラムでは、幅広い業界によるSDGsに関連する取組みと問題が紹介された。更に、国連機関（UNDP、国際連合児童基金（UNICEF））に対し本協会のSDGsに関する取組みを紹介し、関係者との意見交換を行った。

⑧ アジア証券人フォーラム（ASF）関連会議

令和元年9月、東京で第15回ASF東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには、研修生としてアジア26カ国・地域の自主規制機関、証券関連団体、規制当局の職員28名を招き、本協会での研修のほか、証券関連機関、規制当局、本協会会員会社を訪問し、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、関係機関の業務内容等を紹介する研修を行った。

令和元年11月、トルコ資本市場協会（TCMA）の主催によりトルコ イスタンブールで開催された

第24回ASF年次総会に参加した。本会合に合わせて国際証券業協会会議（ICSA）の中間会合や投資家教育国際フォーラム（IFIE）の支部会合も同時開催され、欧州・米州を含めてグローバルな参加者を交えて議論を行った。本会合では、各メンバーによるマーケットレポートのほか、トルコ共和国投資局チーフプロデューサーと中央銀行エコノミストによる基調講演のほか、「デジタル革命とその資本市場への影響」、「SDGs達成における資本市場の役割」に関するパネル・ディスカッションが行われた。また、昨年採択されたSDGsに関するバリ宣言のフォローアップとして、SDGs/ESGに関するサーベイの結果を報告した。

⑨ グリーンボンドコンファレンス

令和元年10月、国際資本市場協会（ICMA）との共催により、東京においてグリーンボンドコンファレンスを開催した。今回のコンファレンスでは、気候変動への対応や公正な社会の実現に向けた関心が世界的に高まり、グリーンボンド等の市場が世界・日本でも着実な拡大を見えていることを背景に、約700名が参加した。小泉環境大臣の来賓挨拶、ゲスト・スピーカーによる基調講演のほか、「規制イノベーション - EUとアジアの比較」、「資本市場におけるSDGsの役割」、「企業、金融機関のリーダーによる視点」、「インパクトとESG - パフォーマンスと市場関連性の計測」、「新たなサステナビリティのタクソノミーと分類」という5つのパネル・ディスカッションが行われた。

また、本コンファレンスの前日には、発行体を対象とした「グリーン・ソーシャル・サステナビリティボンド エグゼクティブ教育コース」も開催した。

⑩ 経済協力開発機構（OECD）グリーン・グロース・サステナブル・ディベロップメント・フォーラム等

令和元年11月、フランス パリで開催された2019 OECDグリーン・グロース・サステナブル・ディベロップメント・フォーラムに参加した。本フォーラムは、重工業や採掘産業等の一次産業等に係る環境への対処についての会議として開催され、重工業や採掘産業が環境への影響を減らすという共通の課題に直面している中、財政上の影響、新たな収入源、そのためのビジネス、技術及び金融等について議論された。また、フランスの金融プロモーション組織Paris Europlaceの内部部局であるFinance for Tomorrowが同時期に開催した会議Climate Finance Day 2019にも招待され、初めて参加した。あわせて、Finance for Tomorrowとの間で、本協会のSDGsに関連する取組み及び今後の両機関の連携の可能性等について意見交換を行った。

⑪ インド資本市場セミナー

令和2年1月、インドのボンベイ証券取引所参加者協会（BBF）の関係者一行が来日し、駐日インド大使館及び本協会との共催で、国内の証券会社、資産運用会社、信託銀行、その他関係機関向けに「インド資本市場セミナー」を開催した。同セミナーでは、インドの経済構造と資本市場の現状、インド資本市場への投資の法的枠組みと手続き等について説明が行われ、参加者との質疑応答が行われた。

## (2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの研修生・来協者への対応、関係団体との情報交換のほか、協会規則等に関する照会に回答した。

- ① 31年4月及び令和元年12月、国連グローバルコミュニケーション局の担当者が来日し、東京オリンピック・パラリンピックに合わせたSDGsの普及（SDGsメディアゾーン）等について意見交換を行った。
- ② 令和元年5月、中央国債登記結算有限責任公司（CCDC）が東京で主催するセミナー「2019年CCDC海外投資者会議」について、協会員に開催案内を通知し、中国債券市場への投資機会、クロスボーダー取引の実務並びに中国債券への資産配分及び投資戦略等を紹介する機会を提供した。
- ③ 令和元年6月、国連環境計画・金融イニシアティブの担当者が来協し、本協会のSDGsへの取組みを説明するとともに、SDGs金融を推進するための「ポジティブ・インパクト・イニシアティブ」について意見交換を行った。
- ④ 令和元年7月、エコノミストのエディトリアル・ディレクターが来協し、本協会の役割等について説明した後、Brexitの影響、中国市場におけるデータのアベイラビリティ等について意見交換を行った。
- ⑤ 令和元年10月、韓国金融投資協会（KOFIA）関係者が来日し、日本のキャピタルゲイン課税制度の概要を説明するとともに、本協会が紹介したシンクタンクや会員会社等を訪問して意見交換を行った。
- ⑥ 令和元年10月、「アジア地域証券取引所整備」をテーマとするJICA研修に参加するため来日した新興市場国の研修生に対して、「日本証券業協会の役割と自主規制」というトピックで講義を行うとともに、意見交換を行った。
- ⑦ 令和元年11月、英国のヒュー・トレンチャード貴族院議員が来日し、「日英金融サービス」について意見交換を行った。
- ⑧ 令和元年12月、ベトナム国家証券委員会（SSC）の関係者が視察のために来日し、日本のFintechの状況を紹介し、意見交換を行った。
- ⑨ 令和2年1月、ベトナム国家証券委員会（SSC）及びハノイ・ホーチミン両取引所の関係者が、独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトである「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」のため来日し、本協会の「有価証券の引き受けに関する自主規制規則」の概要等を説明し、意見交換を行った。
- ⑩ 令和2年2月、米国投資信託協会（ICI）のシニア・エコノミック・アドバイザーが来日し、米国の年金制度に関する意見交換を行った。
- ⑪ 令和2年2月、ソウル科学技術大学教授、STO協会及び本協会、日本のSTO市場の状況及び規制について意見交換を行った。

## 16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

#### ① 「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」に係る取組み

令和元年7月、「証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券業界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2018年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、11月に調査結果の公表を行った。

#### ② 「経団連生物多様性宣言・行動指針」への賛同

令和2年2月、(一社)日本経済団体連合会より、本協会に対し、同連合会が自然共生社会の構築を通じた持続可能な社会の実現を目指すために策定した、「経団連生物多様性宣言・行動指針」への賛同について依頼がなされたことに伴い、同宣言・行動指針に賛同した。

#### ③ その他の取組み

31年4月、証券業界全体での地球温暖化防止に向けた具体的な行動の一つとして、昨年を引き続き、会員に対し、令和元年5月から9月までの間、「証券業界のクールビズの実施」を要請するとともに、本協会においても同様にクールビズを実施した。

### (2) 寄付への取組み

寄付要請があった団体のうち、本年度中に9団体に対して寄付を行った。なお、当該寄付案件には、25年12月に証券戦略会議にて承認された「海外留学支援制度」を支援するための寄付及び30年12月に同会議にて承認された「東京2020オリンピック・パラリンピック大会財界募金」に係る寄付も含まれている。

## 17 地区協会に関する事項

### (1) 地区別評議会の開催状況

地区協会	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	6	10	11	11	11	11	11	93

### (2) その他地区協会における特記事項

#### <東京地区協会>

#### ① 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員で構成する「東京地区地方証券等評議会」を4回開催(東京地区評議会及び東京地区リテール証券評議会との合同開催を含む。)した。また、リテール

ル営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を3回開催（東京地区評議会及び東京地区地方証券等評議会との合同開催を含む。）した。

② 他地区との地域交流会

本年度中、地域を隔てた会員間の意見交換を目的として、山形にて、東京地区と他地区の地域交流会を開催した。

③ 地区会員役職員向けの講演会及び交流会

令和元年6月、東京地区におけるリテール営業を中心とする会員の株式販売を企画・担当する役職員を対象に、日本株の魅力を個人投資家に伝え、株式投資を推進していくことを目的として、「未踏環境（米中対抗、新技術、異次元の金融市場）下の投資戦略」（講師：㈱武者リサーチ 代表 武者陵司氏）と題する講演会及び交流会を開催した。

<大阪地区協会>

① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員（以下、「大阪地区本店会員」という。）で構成する「本店会員懇談会」を12回開催した（うち11回は地区別評議会との合同開催）。なお、令和元年11月の同懇談会は、他地区会員との交流を図るため、徳島県徳島市において、大阪地区と四国地区との合同により開催した。

また、大阪地区本店会員のうち、参加を希望する東京証券取引所非取引参加者で構成する「東証非取引参加者懇談会」を1回開催した。

② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を4回開催した。

③ 地区特別事業

本年度中、「関西経済への貢献に関する検討懇談会」（25年10月設置）を1回開催し、具体的な取組みとして、地区会員の営業員を対象とする「関西企業IRセミナー」を3回実施した。

また、各界の有識者と会員代表者等との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を2回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を9回開催した。なお、第200回の同研究会では、参加対象を会員代表者等に拡大した記念講演会を開催した。

このほか、投資による資産形成の推進を図るため、㈱大阪取引所との共催による「株式・経済講演会」を開催した。

<四国地区協会>

① 他地区との地域交流会

本年度中、地域を隔てた会員間の意見交換を目的として、以下のとおり、四国地区と他地区との地域交流会を開催した。

- ・ 31年4月、北陸地区との地域交流会（開催地：徳島）

- ・ 令和元年11月、大阪地区との地域交流会（開催地：徳島）

## 18 内部統制に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部統制システム

本協会事務局組織においては、内部統制システムの整備に関する社内規程を設け、会長をはじめとする常勤役員等で構成するコンプライアンス委員会が、内部統制システムの整備に関する重要な事項を決定している。

この体制のもと、各部署においては、手順書等を定めこれに基づき運用し、運用状況を把握・点検し、改善・見直しを図っている。また、内部監査部門を設け、各部署における業務の執行状況を監査している。

## 19 内部監査に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部監査

#### (1) 部署別監査

##### ① 業務の遂行の状況等に関する監査

各部署における所管業務の適正な遂行の状況及び内部統制システムの整備、運用状況等を重点項目として、本部12部4室を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、副会長・専務理事、以下同じ。）及び常任監事に報告し、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

また、内部統制システムの整備、運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

##### ② 個人情報等の業務上知り得た情報の取扱状況に関する監査

個人情報等の取扱状況につき、業務の遂行の状況等に関する監査と併せて本部6部2室を対象に監査を実施し、その結果については、代表役員及びコンプライアンス委員会事務局に報告した。

#### (2) 改善措置策の実行状況等のフォローアップ

部署別監査につき、改善措置策の提出があった2部2室を対象にフォローアップを実施し、その実行状況を確認し、代表役員及び常任監事に報告した。

## 20 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として記者会見を計14回（大阪、名古屋含む）開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表を行った。

### (2) 本協会会長と報道関係者との交流会の開催

報道関係者に証券業界の現状や話題等についてより理解を深めてもらい、また、相互の意思疎通を図るため、本協会会長と報道関係者との交流会を計2回開催した。

### (3) 証券市場全体のBCP（事業継続計画）整備のための取組み

令和元年11月、午前7時に首都直下地震が発生した想定のもと、日銀ネットの稼働状況が一部ブラインド化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供や協会員による被災状況の登録等について、BCPWEBを用いた共同訓練を実施するとともに、各社における関係部署間の連携体制の確認等を目的とした個社ごとの訓練を実施した。

なお、同共同訓練では証券市場BCPの発動に伴い、①公社債市場BCP対策会議における市場慣行の変更推奨の協議、②証券インフラ機関のシステム（㈱日本取引所グループの取引システム並びに、㈱日本証券クリアリング機構、㈱証券保管振替機構及び㈱ほふりクリアリングの清算・決済システム）がバックアップセンターへ切り替えられた場合の対応準備や接続確認等、③金融庁よりBCPWEBの双方向機能を通じた報告要請がなされたことに伴う、会員における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況の報告、④短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、⑤公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働確認も行った。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

#### (1) 定時総会

令和元年6月17日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 平成30年度 事業報告書承認の件
- 第2号議案 平成30年度 収支計算書承認の件
- 第3号議案 令和元年度 事業計画書承認の件
- 第4号議案 令和元年度 収支予算書承認の件
- 第5号議案 会長、公益理事、常任理事及び公益委員選任の件  
(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告の件)

#### (2) 臨時総会

令和2年1月31日、臨時総会を開催し、次の議案を付議し、原案どおり承認可決した。

- 議 案 総合取引所への移行に伴う「定款」の一部改正について

### 2 理事会

本年度中、理事会を18回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 総合取引所への移行に伴う「定款」等の一部改正について
- ・ 「協会予算・財務等の中期的運営についての考え方(案)」及び「令和2年度予算編成の指針(案)」について
- ・ 平成30年度事業報告書及び令和元年度事業計画書について
- ・ 平成30年度収支計算書及び令和元年度収支予算書について
- ・ 令和元年度収支決算見込み及び令和2年度収支予算(案)について
- ・ 新役員等候補者の推薦について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を16回開催し自主規制に係る重要な事項につき審議した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等

- ・ 株主コミュニティ制度の更なる利活用及び事業承継を含む経営権の移転等に資するための「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の一部改正
- ・ 保険業法施行規則の改正に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正
- ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正
- ・ 市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の整備に伴う「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正
- ・ 民法（債権法）の改正に伴う「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正
- ・ いわゆる届出印を用いない取引口座における事務の円滑化を目的とした「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部改正
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正等に伴う本協会諸規則等の一部改正（所要の整備）
- ・ 協会の処分
- ・ 令和2年度における協会員に対する監査計画
- ・ 2020年度における協会員に対する研修基本計画
- ・ 令和2年度の自主規制に係る事業
- ・ 「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」の設置
- ・ 「政策懇談会」（仲介）の設置
- ・ 「政策懇談会」（顧客本位の業務運営）の設置

また、自主規制会議の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（22年1月設置）を11回開催した。  
本ワーキング・グループでは、前年度より、金融審議会「市場ワーキング・グループ」において契約締結前交付書面等の見直し等に関する議論が行われたことに伴い、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、その内容・方法をより合理的・効率的に、ウェブサイトを通じて分かりやすく提供するための検討を行っている。本年度は、主に新制度を採用するための業務フロー及び契約締結前交付書面の情報をウェブサイトにより提供する方法について検討を行った。また、令和2年1月、上記方法を可能とする「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正案が公表されたことに伴い、本件に関する意見の検討及び提出並びに当局との意見交換を行った。
- ② 本年度中、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」（20年4月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、内閣府の規制改革ホットラインに対し、インサイダー取引規制に係るいわゆる「知る前契約・知る前計画」を電磁的方法により作成及び提出することを可能とする法令改正要望が提出されたことに伴い、業務フロー等の検討を行った。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を14回開催した。本年度の審議事項は以下のとおりである。

- ・ 2019年度の株主優待SDGs基金の支援先について（案）
- ・ 会員とNPO法人等とのプラットフォーム運営委員会の設置について（案）
- ・ 個人の株式投資への興味を高める方法の具体的施策（案）について
- ・ 広告等規制に関する要望（案）について
- ・ 「2019年度NISA広報活動実施計画」について
- ・ 「NISA推進ワーキング・グループ」の改組について
- ・ 令和元年全国証券大会における「所信」（案）について
- ・ 「令和2年度税制改正に関する要望」（案）について
- ・ 「政策懇談会」（仲介）の設置について
- ・ 株主優待SDGs基金に関する本年度の進捗状況及び来年度の支援先の選定方針（案）について
- ・ 令和2年度事業計画案について
- ・ 「政策懇談会」（顧客本位の業務運営）の設置について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」（23年7月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、令和元年度税制改正により措置された、振替機関から口座管理機関（証券会社）へのマイナンバーの提供及びマイナンバーによる加入者情報の管理義務の実務対応について検討を行った。

- ② 本年度中、『『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』及び『共通報告基準（CRS）』への対応に係るワーキング・グループ』（23年4月設置、27年4月改組）では、経済協力開発機構（OECD）において外国人口座の自動的情報交換に関するCRSの技術的改正が議論される予定であることを踏まえ、本改正の動向等について確認を行った。

- ③ 本年度中、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」（24年12月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、職場つみたてNISAガイドライン等の改正について検討を行った。

- ④ 本年度中、「株主総会資料の電子提供制度に係る検討ワーキング・グループ」（30年3月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、証券会社における株主総会資料の書面交付請求における実務上の課題について検討を行うとともに、株主からの書面交付請求の取次ぎを行う証券会社で発生する事務・費用負担について、応益負担の観点から発行体側が手数料として負担することを主張する意見書を取りまとめ、関係者への働きかけを行った。

- ⑤ 令和元年7月、「証券税制に関するワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、16回開催）。

本ワーキング・グループでは、令和3年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ⑥ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会」（21年2月設置、自主規制会議と共管）の下部機関のワーキング・グループを2回開催した。

本ワーキング・グループでは、反社情報照会システム（反社情報データベース）の安定的な運用及びシステムのリプレースに伴う同システム利用約款の改定等について検討を行った。

- ⑦ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」（21年6月設置）を1回開催した。

本懇談会では、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、総務省及び㈱マネーフォワードよりそれぞれプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

- ⑧ 本年度中、「証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会」（20年9月設置）を2回開催した。

本懇談会では、内閣サイバーセキュリティセンターからサイバーセキュリティ協議会の創設について講演いただき（講演者：同センター基本戦略第2グループ企画官 井田俊輔氏）、意見交換を行うとともに、本協会が証券CEPTOAR事務局として同協議会に加入した旨の報告を行った。また、金融庁の金融分野におけるサイバーセキュリティに関する取組み（講演者：金融庁総合政策局総合政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室長 水谷剛氏、証券取引等監視委員会事務局証券検査課特別検査官 鈴木博氏）、情報技術革新と証券ビジネス（講演者：京都大学公共政策大学院教授 岩下直行氏）、JPXのITマスタープランと開発計画（講演者：㈱日本証券取引所グループ常務執行役 CIO 横山隆介氏）について講演いただき、意見交換を行った。

- ⑨ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」（21年3月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、システムリスク管理態勢の整備・充実に資するため、会員において発生した主なシステム障害事案を取りまとめ、会員に対し四半期ごとに周知した。また、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け金融庁が設置した「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」における証券業界の情報連携手段等について意見集約を行った。なお、内閣サイバーセキュリティセンターが運営する官民情報共有ツールを利用するため、本協会は証券CEPTOAR事務局として「サイバーセキュリティ対処調整センター」に加入した。

- ⑩ 本年度中、「NISA推進ワーキング・グループ」（25年3月設置）を1回、「証券投資推進のための広報検討ワーキング・グループ」（令和元年6月、NISA推進ワーキング・グループを改組）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、令和元年5月、NISA広報活動の具体策について検討を行うとともに、「2019年度NISA広報実施計画」を取りまとめた。また、6月には、投資無関心層をターゲットに証券投資に対するイメージ向上を図り、資産形成を推進する大規模な広報施策の検討を行うよう、本ワーキング・グループを「証券投資推進のための広報検討ワーキング・グループ」に改組した。更に、つみたてNISAを中心とした証券投資全般の広報活動の実施に向け、「2020年度証券投資推進のための広報活動計画」策定の検討等を行った。

- ⑪ 令和元年7月、「寄金ワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、1回開催）。

本ワーキング・グループでは、寄付要請があった案件について、寄付金抛出の有無又は抛出案の

検討を行った。また、災害義援金抛出の考え方について意見交換を行った。

- ⑫ 令和元年7月、「社会貢献ワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、2回開催）。

本ワーキング・グループでは、「2018年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」の調査結果について意見交換を行った。また、（一社）日本経済団体連合会からの「経団連生物多様性宣言・行動指針」への賛同依頼及び同宣言・行動指針への本協会の賛同について、報告が行われた。

- ⑬ 31年4月、「会員とNPO法人等とのプラットフォーム運営委員会」を設置した（本年度中、3回開催）。

本委員会では、子供の貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等と会員を結ぶ「こどもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営のため、参加するNPO法人等の選定・審査や、「こどもサポート証券ネット」内で取扱う支援の対象範囲等について意見交換を行った。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を23回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 総合取引所への移行に伴う「定款」等の一部改正について（案）
- ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う「定款の施行に関する規則」の一部改正について（案）
- ・ 「協会予算・財務等の中期的運営についての考え方」について
- ・ 令和2年度予算編成の指針（案）について
- ・ 令和元年度収支決算見込みについて
- ・ 令和2年度収支予算（案）について
- ・ 資格管理事業における受験料等の改定について
- ・ 「本部事務所移転基金 運用諮問・検証ワーキング・グループ」の改組について
- ・ 「J-IRISSのシステム化計画案」について
- ・ 公社債報告・集計システムの保守運用契約の満了に伴う対応について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について
- ・ 財務分科会の正副委員長及び委員の選任について

あわせて、本協会における調達事案について審議した。本年度の主な調達事案は以下のとおりである。

- ・ 2020年度におけるSI-Netの機器更改に係る契約の締結について
- ・ J-IRISSのリプレースに係る変更覚書の締結について

また、総務委員会の下部機関である分科会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「財務分科会」（16年7月設置）を10回開催した。

本分科会では、令和2年度予算編成の指針（案）の取りまとめ、J-IRISSのシステム化計画、「協会予算等に関する中期方針（第4期）」の見直し、「協会予算・財務等の中期的運営についての考え

方」等について検討を行った。

また、本分科会の下部機関として、令和元年6月に「本協会の運営管理費（間接費）に係る配賦基準の検討及び資格試験受験料等の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した。（本年度中、9回開催）。

本ワーキング・グループでは、本協会の運営管理費（間接費）の適正配賦に関する検討結果を取りまとめた。

- ② 本年度中、「本部事務所移転基金 運用諮問・検証ワーキング・グループ」（30年11月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、本部事務所移転基金の2020年度運用計画について意見交換を行った。また、令和2年2月、「移転基金」も含めた協会資産の運用について検討することとし、本ワーキング・グループを「協会資産 運用諮問・検証ワーキング・グループ」に改組した。

#### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催した。本年度の報告事項は以下のとおりである。

- ・ 外国株式営業に関する注意喚起について
- ・ 顧客本位の業務運営の取組状況（比較可能な共通KPI）について
- ・ 「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」の設置について

#### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を3回開催した。本年度の主な審議・報告事項は以下のとおりである。

- ・ 新学習指導要領を踏まえた新たな副教材及び学習指導案の制作について
- ・ 令和元年度のWeb関連事業（「証券投資体験レポート」コンテンツの公開等）について
- ・ 令和2年度における事業計画

また、金融・証券教育支援委員会の下部機関であるワーキング・グループ等の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」（23年10月設置）を3回開催し、令和元年度における各事業の内容、令和2年度における事業計画等について実務的観点からの検討を行った。
- ② 本年度中、「金融・証券教育支援委員会 会員サブワーキング・グループ」（30年12月設置）を1回開催し、「会員の金融経済教育活動事例について（事例集）」を取りまとめた。

## 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を9回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、以下の事項について意見交換を行い、本評議会から証券戦略会議に報告を行った。

- ・ 個人の株式投資への興味を高める具体的施策（案）について（個人投資家応援証券評議会からの提案事項）
- ・ 「株式販売規制等に関する検討会」における検討結果（広告等に関する規制及び電子メールやSNSを利用した情報提供）について
- ・ 個人投資家応援証券評議会からの提案について（発行体と個人投資家をつなぐ活動の実施についての提案）
- ・ インターネット証券評議会からの提案について（令和3年度税制改正要望、清算等のコストに関する提案）

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員及び金融庁担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を3回開催し、証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。

その他、証券評議会の下部機関である「株式販売等規制に関する検討会」を1回開催し、本検討会の検討結果として広告規制等に関する法令改正要望の取りまとめを行った。

### (2) 業態別評議会

#### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会幹事会を5回、全体会合を1回開催した。

幹事会では、以下の内容について講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 最近の米国経済について（講師：みずほ総合研究所(株) 欧米調査部 兼 市場調査部 主席エコノミスト 小野亮氏）
- ・ ブロックチェーン・仮想通貨（暗号資産）の潮流（講師：マネックス証券(株) 代表取締役社長 清明祐子氏、マネックスグループ(株) 執行役員 ゼネラルカウンセラー 岡本雅之氏）
- ・ 米国証券サブスクモデルと証券担保ローンの概要等について（講師：NRIアメリカ 金融・IT 研究部門長 吉永高士氏）

また、(株)東京証券取引所担当役員を招聘し、(株)日本取引所グループの最近の取組みについて説明を受け、意見交換を行ったほか、金融庁担当官を招聘し、最近の金融行政等について説明を受け、意見交換を行った。

全体会合では、令和2年2月、事務局から、金融サービス仲介法制に関する検討状況及び外為法改正の状況について説明を受け、意見交換を行った。

## ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を4回開催し、以下の内容について講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ ICO (Initial Coin Offering) を巡る動向 ～金融庁『仮想通貨交換業等に関する研究会』での議論を中心に～ (講師：みずほ証券(株) 金融調査部長 三宅恒治氏)
- ・ IBOR移行を巡る動向について (講師：EY新日本有限責任監査法人 金融事業部 シニアパートナー 公認会計士 河野明史氏、EYアドバイザー・アンド・コンサルティング(株) ディレクター 米国公認会計士 緒方兼太郎氏)
- ・ EUにおけるサステナブルファイナンスの動向 (講師：BNPパリバ証券(株) グローバルマーケット統括本部 市場調査本部長 中空麻奈氏)

また、金融庁担当官を招聘し、最近の金融行政等について説明を受け、意見交換を行った。

## ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を4回開催し、令和2年3月、「税制改正要望に関する証券評議会への提言」及び「清算等のコストに関する証券評議会への提言」を取りまとめた。

また、31年4月、(株)日本取引所グループ担当役員を招聘し、同グループの取組みについて説明を受け、意見交換を実施したほか、証券コンソーシアムにおける検討状況や本評議会の一部委員会社が実施した税制改正に関するアンケート結果等について報告が行われた。

その他、本評議会の下部機関である「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」を2回開催し、本ワーキング・グループの検討結果として、令和3年度税制改正要望に関する具体的な要望事項案等の取りまとめを行った。

## ④ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を10回開催し、31年4月に「個人の株式投資への興味を高める方法の具体的施策(案)について」、また、令和2年2月に「個人の株式投資への興味を高める方法について」を取りまとめた。

また、この間、本評議会の検討テーマに関連し、(株)東京証券取引所担当役員を招聘し、(株)日本取引所グループの最近の取組みや市場動向等について説明を受け、意見交換を行ったほか、事務局から、証券取引における代理等や家族信託の取扱い及び社債市場の現状について説明を受け、意見交換を行った。

業態別評議会の参加会員数（延べ）

（単位：社）

業 態 別 評 議 会 名	令和元年度末	30年度末	増 減 数
リ テ ー ル 証 券 評 議 会	84	85	▲ 1
ホ ー ル セ ー ル 証 券 評 議 会	32	31	1
イ ン タ ー ネ ッ ト 証 券 評 議 会	25	25	0
個 人 投 資 家 応 援 証 券 評 議 会	19	19	0
合 計	160	160	0

(3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

5 分科会・委員会等

(1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を12回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、自主規制会議に付議した。

- ・ 総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等
- ・ 保険業法施行規則の改正に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正
- ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正
- ・ 民法（債権法）の改正に伴う「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正
- ・ いわゆる届出印を用いない取引口座における事務の円滑化を目的とした「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部改正
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正等に伴う本協会諸規則等の一部改正（所要の整備）

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループの本年度中の検討状況は以下のとおりである。

① 本年度中、「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」（14年9月設置）を1回開催し、次の事項について検討を行った。

イ 自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた、いわゆる届出印を用いない取引口座における事務の円滑化を図るための「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』の細則」の一部改正

ロ 民法（債権法）の改正に伴う「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正

② 本年度中、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」（19年1月設置）を5回開催

し、次の事項について検討を行った。

- イ 金融庁「疑わしい取引の参考事例」及び「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改訂（31年4月）に伴う、「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」及び「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～マネロン等対応の考え方～」の一部改訂
  - ロ 経営権の移転を伴う店頭有価証券の取引に関する取引開始基準の検討
  - ハ 自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた、金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限及び禁止等を行っている銘柄に対する信用取引の勧誘自粛措置及び説明義務の一部緩和
  - ニ 保険業法施行規則の改正に伴う保険会社が有価証券を取り扱う場合の特定の窓口設置義務の廃止に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正
  - ホ 電子記録移転有価証券表示権利等の法令上の整備に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正
- ③ 本年度中、「『広告等の表示及び景品類の提供に関する規則』等に関するワーキング・グループ」（15年7月設置）を5回開催した。
- 本ワーキング・グループでは、証券評議会の下部機関である「株式販売規制等に関する検討会」からの検討要請があったことに伴い、「広告等に関する指針」における「いわゆる5銘柄表示」等の事例の拡充や明確化、メールやチャットを用いた情報提供の広告への該当性及び電子媒体における広告表示の在り方について検討した。
- ④ 本年度中、「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」（27年2月設置）を2回開催した。
- 本ワーキング・グループでは、改正国税通則法の施行（令和2年4月）に伴い、証券会社がマイナンバーにより加入者情報を検索可能な状態で管理する義務が課されること等のマイナンバーの取扱いが一部変更されたことに伴う、安全管理措置の検討を行った。
- ⑤ 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を2回開催した。
- 本ワーキング・グループでは、「2020年度における協会に対する研修基本計画（案）」を取りまとめた。
- ⑥ 本年度中、「外務員等資格試験制度に関するワーキング・グループ」（16年11月設置）を1回開催した。
- 本ワーキング・グループでは、総合取引所の創設に伴う外務員等資格試験制度の見直しについて検討を行った。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を8回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、必要な事項を自主規制会議に付議した。

- ・ 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」等の一部改正に伴う「『上場株券等の取引所金融

商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正

- ・ 制度の更なる利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」の一部改正及び事業承継を含む非上場会社の経営権の移転等に資するための「店頭有価証券に関する規則」の一部改正
- ・ 市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の整備に伴う「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、米国銀行規制当局によるQualified Financial Contract Stay Rulesへの対応、前年度の自主規制規則の見直しに関する提案を踏まえた「有価証券の引受け等に関する規則」第20条第2項の実務運用の弾力化、「有価証券の引受け等に関する規則」第37条等の適用範囲、「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」に挙げられた提案を踏まえた社債券の引受けにおける引受審査資料の受領期日の短縮化及び第三者割当型CBのリパッケージスキームにおける引受審査の簡素化について、検討を行った。

- ② 令和元年12月、「外国上場株式の信用取引制度に関するワーキング・グループ」を設置した（本年度中、3回開催）。

本ワーキング・グループでは、外国上場株式の信用取引を取り扱うにあたっての制度整備として、実効性のある投資家保護施策の在り方等について、検討を行った。

- ③ 令和元年12月、「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」を設置した（本年度中、2回開催）。

本ワーキング・グループでは、引受主幹事証券会社が発行体から社債等の募集又は売出しの引受けを行う際の条件決定、需要調査及び販売等の一連の手続きについて、より一層透明性の向上を図るとともに、我が国社債市場の活性化に繋げることを目的として、発行条件決定プロセスの見直し、均一価格リリース宣言の実務の見直し等について、検討を行った。

- ④ 「第三者割当の取扱いに関するワーキング・グループ」（21年8月設置）は、上場発行者が行う第三者割当等により発行する株券等について、会員がその買受け又は買受けの斡旋を行う場合における責務として果たすべき事項を検討するために設置された。

令和元年6月、本ワーキング・グループは所期の目的を達成し、解散した。

- ⑤ 本年度中、「売買管理等に関するワーキング・グループ」（22年3月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の整備に伴う「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正、「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」における提案に基づく売買審査の在り方について検討を行った。

- ⑥ 本年度中、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」（30年10月設置）を5回開催した。

株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」の一部改正及び事業承継を含む非上場会社の経営権の移転等に資するための「店頭有価証券に関する規則」の一

部改正について検討を行ったほか、非上場株式の一層の活用のための施策として、適格機関投資家に該当しない大規模投資家向けの勧誘規制の見直し、株主コミュニティを利用した資金調達の活用、上場廃止銘柄の受け皿制度としての株主コミュニティの機能性向上、株式投資型クラウドファンディング制度の見直し等について、検討を行った。

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を3回開催し、令和2年7月13日（約定分）を実施予定日とする一般債取引の決済期間の短縮化に伴い、国債以外の銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日を後倒しするための「売買参考統計値に関する取扱いについて」（ガイドライン）の一部改正及び約定照合時限の目安を設定するための「一般債の振替決済に関するガイドライン」等の一部改正についての審議等を行った。

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」（17年7月設置）を2回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「一般債の振替決済に関するガイドライン」等の一部改正及び「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」からの検討依頼を受けた「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」等の一部改正について検討を行った。
- ② 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（24年8月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の報告・発表制度に関して、社債の流動性に与える影響等について検証するとともに、発表制度の対象となる社債の範囲拡大等について継続して検討を行った。

### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を2回開催し、(株)大阪取引所において「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」が制定されることに伴い、市場デリバティブ取引に関して不公正取引を防止するための措置を講じることとする「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正について審議を行った。

### (5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を1回開催し、協会員の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

### (6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会員の外務員等に関する処分等について審議し、本協会会長に報告した。

## (7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を18回開催し、協会員から提出された事故調査確認申請書について審議した。

## (8) 外務員等資格試験委員会

本年度中、外務員等資格試験委員会を11回開催し、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）の更新に係る報告及び不正受験事案に対する措置決定等を行った。

## 6 監事会

本年度中、監事会を7回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査（四半期監査及び決算監査）等を実施した。令和元年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、平成30年度監査報告書を作成した。7月、令和元事務年度監事監査の方針・計画等を策定し、理事会に報告した。

## 7 人事推薦委員会

本年度中、自主規制会議人事推薦委員会を2回、証券戦略会議人事推薦委員会を3回、人事推薦合同委員会を5回開催し、本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を理事会に推薦した。

## 8 懇談会等

### (1) 証券受渡・決済制度改革懇談会

本年度中、「証券受渡・決済制度改革懇談会」を2回開催した。本懇談会での主な検討状況は以下のとおりである。

- ① 令和元年5月、業務確認テスト／総合運転試験の結果を踏まえて、本懇談会の下部機関である「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において、株式等の決済期間T+2化の実施日を令和元年7月16日（約定分）と決定したことについて報告を行った。
- ② 令和2年3月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において取りまとめられた「株式等におけるフェイルに関する留意事項」の一部改訂について報告を行った。

### (2) 政策懇談会（仲介）

令和元年10月、金融庁の「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」において行われる金融サービス仲介法制についての審議に会員の意見を反映するとともに、本協会の自主規制の在り方並びに会員の経営及び実務への影響等について検討を行うため、証券戦略会議及び自主規制会議の下部機関として「政策懇談会」（仲介）を設置し、検討を行った（本年度中、6回開催）。

(3) 政策懇談会（顧客本位の業務運営）

令和2年3月、金融審議会「市場ワーキング・グループ」において行われている「顧客本位の業務運営」の更なる定着・促進に向けた対応についての審議に会員の意見を反映するとともに、会員の経営及び実務への影響等について検討を行うため、証券戦略会議及び自主規制会議の下部機関として「政策懇談会」（顧客本位の業務運営）を設置した。

(4) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の経済情勢等について意見交換を行った。

(5) 会員代表者合同会議（金融庁との意見交換会）

本年度中、会員代表者合同会議を7回開催し、金融庁幹部との意見交換を行った。

(6) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会（他の会議体との合同開催を含む。）を2回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 令和元年7月、金融庁の氷見野金融国際審議官が、日本議長下のG20金融分野の結果について説明するとともに、懇談会メンバー（ホールセール評議会と共催）等と意見交換を行った。
- ② 令和元年10月、会議参加のため来日していた欧州証券市場監督庁(ESMA)長官と国際資本市場協会(ICMA)チーフエグゼクティブが、EUの金融規制の動向と第2次金融商品市場指令(MiFID II)の金融市場へのインパクト及び欧州・英国の金融市場の展望と課題等について説明し、懇談会メンバー（ホールセール評議会と共催）等と意見交換を行った。

(7) NISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進・連絡協議会」を2回開催した。

- ① 令和元年6月、金融関係の各業界団体における職場つみたてNISA説明会の実施状況を共有し、本協会からは、地方公共団体向けライフプランセミナーの開催状況について説明した。
- ② 令和2年3月、職場積立NISAとの親和性の高いつみたてNISAが普及してきたこと等に伴い、「職場積立NISAに関するガイドライン」等の一部を改訂した（改訂後の名称は「職場つみたてNISAに関するガイドライン」）。

(8) つみたてNISA推進・ハイレベル協議会

本年度中、「つみたてNISA推進・ハイレベル協議会」を1回開催し、金融庁、金融関係の各業界団体及び個別の金融機関におけるつみたてNISAの普及・推進のための取組み（特に若年層、新入社員等に対するアプローチ）等を共有し、本協会からは、金融・証券教育支援事業における取組み、地方公

共団体向けライフプランセミナー、広報活動等について説明した。

#### (9) 証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会等

本年度中、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を2回開催し、本懇談会の下部機関である「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」を1回、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」を1回開催した。

これらの懇談会及び分科会の検討状況は以下のとおりである。

- ① 「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」では、各分科会における検討結果を踏まえた意見交換を行ったほか、SDGsの普及・推進に向けて、国連Tokyo 2020 SDG Zoneへの協力や大学との連携等について検討を行った。
- ② 「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」では、証券業を通じた社会的課題解決に向け、ゲストスピーカーによる講演を踏まえた意見交換等を行った。
- ③ 「働き方改革そして女性活躍支援分科会」では、証券業界における生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、女性活躍推進に向け、証券業界の現状及び課題を踏まえた具体的施策の検討を行った。

#### (10) BCP対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を4回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 令和元年度の証券市場BCP共同訓練を行うにあたり、証券インフラ機関のシステムの切り替えに係る市場参加者等における業務影響を検討するためのポイントのほか、公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働状況を踏まえた自社対応訓練並びに他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた共同訓練手順等について検討を行った。
- ② 令和2年3月、令和元年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。

#### (11) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

#### (12) PTS信用取引検討会

「PTS信用取引検討会」（29年2月設置）は、PTSにおける信用取引のスキームやその留意事項等について検討するために設置された。

令和元年12月、PTS信用取引が導入されたことに伴い、本検討会は所期の目的を達成したことから

解散した。

### (13) 地域に根差した証券業の未来を考える懇談会

本年度中、「地域に根差した証券業の未来を考える懇談会」（30年12月設置）を4回開催した。

本懇談会での主な検討状況は以下のとおりである。

- ① 31年4月、「地域の非上場企業との関わりについて」をテーマとし、「地域密着の証券業務としての、資産流動化スキームと事業承継支援」（講師：㈱資本市場研究所きずな 代表取締役 渡辺雅之氏）と題して講師より説明を受け、意見交換を行った。
- ② 令和元年7月、「高齢顧客に対する相続への対応について」をテーマとし、「相続・事業承継における地域証券会社の顧客対応について」（講師：山田コンサルティンググループ㈱ 事業承継事業部長 税理士 吉川貴之氏）と題して講師より説明を受け、意見交換を行った。
- ③ 令和元年9月、「地域金融機関との連携について」をテーマとし、委員等から自社の取組み等について説明を受け、意見交換を行った。
- ④ 令和元年12月、これまでの意見交換等を踏まえ、高齢社会の進展に伴う会員の課題及びその対応について検討を行うとともに、「多様な顧客ニーズに応える営業員の育成に関する提案について」を取りまとめ、本協会会長へ提言を行った。

### (14) プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会

本協会の自主規制規則やガイドライン等は、その時折の環境下において必要なものとして、所定の手続きを経て制定されたものであるが、その趣旨について一定の定着が見られた後、協会員が自らの業容や規模等に即して柔軟な運用を行いたいと考えた場合に、自主規制規則等が一定の制約となっているおそれもあると考えられる。そのため、本協会では、改めてプリンシプルベースの視点により、見直しを行う必要のある自主規制規則等の検討を行うべく、自主規制会議の下部機関として、令和元年12月、「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」を設置した（本年度中5回開催）。

見直しの検討を行うべき自主規制規則等として挙げられたテーマのうち、以下のものについて本懇談会において見直し又は廃止の方向性を検討することとされた。

- ・ 投資信託の乗換え勧誘時の説明義務等について
- ・ 広告規制について
- ・ 高齢顧客に係る勧誘ルールについて
- ・ 「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」について

## 9 役員等

### (1) 会長、副会長等の就退任

- ① 令和元年6月30日付退任 鈴木茂晴氏（会長）、日比野隆司氏、森田敏夫氏、森本学氏（副会長）、  
岳野万里夫氏（副会長・専務理事）
- ② 令和元年7月1日付就任 鈴木茂晴氏（会長）、日比野隆司氏、森田敏夫氏、森本学氏（副会長）、  
岳野万里夫氏（副会長・専務理事）

### (2) 公益理事の就退任

- ① 令和元年6月30日付退任 江川雅子氏、太田順司氏
- ② 令和元年7月1日付就任 江川雅子氏、高木祥吉氏

### (3) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 31年4月1日付就任 高島誠氏（特別会員理事）
- ② 令和元年6月30日付退任 石井登氏（会員理事）、小林一彦氏、斉藤透氏（会員監事）
- ③ 令和元年7月1日付就任 石井登氏（会員理事）、小高富士夫氏、斉藤透氏（会員監事）
- ④ 令和2年3月31日付退任 高島誠氏（特別会員理事）

### (4) 執行役の就退任

- ① 令和元年6月29日付退任 山内公明氏（常務執行役）
- ② 令和元年6月30日付退任 平田公一氏（専務執行役）、菊地鋼二氏（常務執行役）、石倉宏一氏、  
石黒淳史氏、島村昌征氏（執行役）
- ③ 令和元年7月1日付就任 平田公一氏（専務執行役）、菊地鋼二氏（常務執行役）、石倉宏一氏、  
石黒淳史氏、島村昌征氏（執行役）

（注）31年3月27日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、令和元年6月14日を選挙期日とする  
会員選挙で会員理事及び会員監事選出、6月17日の定時総会で会長、常任理事及び公益理事選出。